

京都看護大学

自己点検・評価報告書

学校法人京都育英館 京都看護大学

平成 29 年 8 月

目 次

| | |
|-----------------------------|--------|
| 序 章 | … p. 1 |
| 本 章 | |
| 1. 理念・目的 | … p.2 |
| 2. 教育研究組織 | … p.5 |
| 3. 教員・教員組織 | … p.8 |
| 4. 教育内容・方法・成果 | |
| a) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針 | … p.11 |
| b) 教育課程・教育内容 | … p.17 |
| c) 教育方法 | … p.26 |
| 5. 学生の受入れ | … p.32 |
| 6. 学生支援 | … p.41 |
| 7. 教育研究等環境 | … p.47 |
| 8. 社会連携・社会貢献 | … p.52 |
| 9. 管理運営・財務 | |
| a) 管理運営 | … p.55 |
| b) 財務 | … p.57 |
| 10. 内部質保証 | … p.58 |
| 終 章 | … p.61 |

序 章

京都看護大学は、平成25年3月に閉学となった京都市立看護短期大学の教育資産を承継して、平成26年4月に開設された私立の看護大学である。京都府内唯一の看護系単科大学として、今後ますます進展する少子高齢多死社会の中で地域包括ケアシステムの担い手となる質の高い看護専門職者の育成および看護学発展に寄与することができる人材の育成を目指してきた。

また、開学と同時に、大学の付属施設として「看護の智協働開発センター」を設置し、①学生・教員および看護職者・卒業生・市民・企業などが集い、コミュニケーションを図り学ぶことで看護の発展につながる智を創り出す②大学の智を看護職者の方々と接続することでいっそうの看護実践および研究の開発を目指した研修などを積極的に行ってきた。

開学後、近隣に2つの私学において看護学部が設置され、京都府下には国公立大学を含めて看護学部を有する大学が8校となるとともに、18才人口の減少と相まって学生確保の懸念がある中で開学4年目となる節目の年度を迎えた。そのような状況の中であって、毎年、オープンキャンパスおよび受験生は増加しており、本学に対する期待感を強く感じている。

開学時から、大学の理念、目標に即してカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを明確化するとともに、FDや教授会議を通して教員全員で学生への教育の質の保証および教育支援のあり方について何度も討議を重ね検討しながら教育にあたってきた。看護教育にとって最も重要な実習についても、臨床側との交流を丁寧に進める中で学生にとって学びの深い実習教育のあり方が確立出来つつあると自負している。

この度、大学開設4年目にあたる時期に、本学独自の自己点検評価を実施し、高等教育機関として質を確実に保証していくための課題を具体化し、今後の教育・研究活動・体制及び管理・運営体制等について一層の改善に取り組んでいく指針を見出したいと考える。

1. 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

本学の建学の精神は「明德・格物致知の実践」であり、大学の設置の理念を「高度な医療技術と多様な社会ニーズに対応できる専門的な学術理論及びその応用を研究教授し、高度な知識・技術・医療倫理、そして豊かな人間性を身につけ、幅広い教養と国際的な視野を備えた専門的人材を養成し、もって保健・医療・福祉の発展に貢献すること。」と定めている。京都看護大学（以下、本学）は、平成25年3月に閉学となった京都市立看護短期大学の教育資産を承継して、平成26年4月に看護学部看護学科を設置し、平成30年度には学年進行が完了する予定である。

本学の設置理念に基づき、看護学部の教育目的を「幅広い教養と高い倫理観にもとづくヒューマンケアリングと、科学的知識ならびに合理的判断によって人々の健康・生活・環境を適切に支援するとともに、これらの活動を通して看護固有の価値と専門性を発揮しつつ、これからの少子高齢社会の保健・医療・福祉に貢献し、また国際的視野に立って時代を切り拓く、実践的かつ創造的な看護専門職を育成する。」と定めて、教育理念を「智・人・命をいつくしむことができる人材の育成」とし、以下の教育目標をもって、看護師教育課程のみに特化した教育を実践してきた。

① 智をいつくしむ力

科学的知識と探究力、批判力および論理的に思考する力や想像力を高め、自律的、主体的に生涯にわたって真摯に学び続けることができる。

② 人をいつくしむ力

豊かな感性と幅広い教養に基づく人間理解とありのままの自己を受け入れ、他者を唯一無二の存在として尊重し、敬意とケアリング（他者への思いやり・気遣い）をもって、人と深くコミュニケーションをとることができる。

③ 命をいつくしむ力

看護専門職としての自覚と高い倫理観を備え、人間の生命を敬い護り、人の尊厳と権利を擁護し、適切な看護実践ができる。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

大学の理念・目的は明文化し、大学案内（資料 1-1）、募集要項（資料 1-2）、修学ガイドブック（資料 1-3）、大学ホームページ（資料 1-4）に掲載している。

大学案内、学生募集要項は主に京都府、滋賀県、大阪府、その他は西日本エリアを中心とした高等学校に配布している。オープンキャンパスでは、来学者に対して大学案内、学生募集要項を配布するとともに、全体説明会で本学の理念・目的を説明している。また、関西エリアでの進学説明会において、入試に関する個別相談と共に大学案内、学生募集要項を配布し

ている。京都府看護学校連絡協議会と京都府・京都市高等学校共催進路研修会においても大学案内、学生募集要項を配布し、全体説明会で教育理念、教育目標、アドミッションポリシーについて説明している。

修学ガイドブックは毎年作成し、教職員及び全学生に配布することで周知・共有を図っている。特に新生には、新生ガイダンスにおいて学生ガイドブックを活用し、保護者には、毎年入学式後の保護者会において教育理念・目的を周知している。平成 29 年度からは、7 月にも保護者に対して「教育懇談会」を開催し、在学生の保護者にも周知する予定である。大学ホームページには、教育理念、教育目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを記載し広く社会に公表している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

各年度末には理念・教育目的・目標にそって、委員会活動などを総括している。完成年度を迎えた段階で、今後の保健医療福祉界において看護職に求められる教育と現状を摺りあわせ、理念・目的の適切性について自己点検評価委員会などで検証を行い、適宜変更していく予定である。

2. 点検・評価

本学は看護学に特化した単科の看護大学である。本学の理念・教育目的・目標は、地域包括ケアシステムの推進によって社会および保健医療福祉界から求められる人材像と合致している。また、大学基準の基準1「理念・目的について」と合致しかつ学校教育基本法第八十三条「ア）大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。イ）大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」にも相応するものである。

①効果が上がっている事項

本学の理念・目的について、様々な媒体を通して学生および保護者、教職員、さらに受験生など社会に向けて広く周知を図ってきた。特に、ホームページ、学校案内は 29 年度に刷新し、一層「見える化」を目指している。このことが、受験生の増加にもつながったものと考えられる。

②改善すべき事項

本学への入学後、看護学を学ぶことに意欲を持ってない学生および履修が進まず留年する学生も数名存在する。オープンキャンパス、高校訪問、進学説明会、ホームページ、大学案内を通して、本学の教育理念、目的、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを明確に示し、入学後の学修の進め方や卒業時の到達像の理解を促す工夫が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

平成 30 年度に大学院修士課程設置の予定である（設置認可申請中）。修士課程においては、看護師教育課程にのみ特化した学部教育の学術の発展と今後の日本の地域包括ケアシステムにおける看護職の役割に貢献できる人材育成を目指して学部教育の接続を行う。具体的には、教育目標、智・人・命をいつくしむ力を発展させるとともに、地域包括ケアシステム推進の中核となる保健師の大学院教育に取り組む。

さらに、本学の理念・目的、アドミッションポリシーに則った学生の確保を目指して、広報活動の充実を図る。

4. 根拠資料

2017年度版 京都看護大学大学案内（資料1-1）

2017年度版 京都看護大学学生募集要項（資料1-2）

2017年度版 修学ガイドブック（資料1-3）

京都看護大学ホームページ<http://www.kyotokango.ac.jp>（資料1-4）

2. 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科および附置研究所・センター等の教育研究組織は理念・目的に照らして適切なものであるか。

「明德・格物致知の実践」を建学の精神に据える本学は、看護に係る道理や本質を探究することで看護専門職としての自らの使命を会得し、他者へのいつくしみの心をもった看護を捧げる人材の育成を通じて、地域に留まらず広く世界に貢献していくことを目指している。建学の精神を具現化していくため、本学は「智をいつくしむ力」「人をいつくしむ力」「命をいつくしむ力」の3つのいつくしむ力の育成を教育理念に掲げている（資料 2-1）。また教育理念の達成するため、本学の教育目的を「幅広い教養と高い倫理観に基づくヒューマンケアリングと、科学的知識ならびに合理的判断によって人々の健康・生活・環境を適切に支援するとともに、これらの活動を通して看護固有の価値と専門性を発揮しつつ、これからの少子高齢社会の保健・医療・福祉に貢献し、また国際的視野に立って時代を切り開く、実践的かつ創造的な看護専門職者を育成する」と定めている。

平成 26 年に京都看護大学看護学部看護学科を開学して以来、本学では質の高い看護を提供していくために、科学的根拠に基づく看護技術の開発や、高度で多元的な教育・研究・実践の手法の確立に取り組んできた。本学での学修を支えるために、学部は①教務委員会②入試委員会③広報委員会④学生支援委員会⑤大学院設置準備委員会⑥将来構想委員会⑦FD 委員会⑧研究倫理委員会⑨自己点検委員会⑩ハラスメント防止委員会⑪臨地実習調整委員会、の 11 委員会から構成され、各委員会が担当分野について改善に取り組むとともに、毎月開催される教員会議で報告・決議を行うことで緊密な連携を図っている（資料 2-2）。

また、本学は実践的かつ創造的な看護専門職者の育成し、教育理念を実現していくために、「図書館」と「看護の智協働開発センター」の 2 つのセンターを併設している。図書館は和・洋書の購入のみならず、デジタルデータベースの購入を通じて時間や場所によらないアクセスフリーな学習環境を整備するなど、学生や教員への支援サービスの充実を図っている。看護の智協働開発センターでは、実習病院や医療施設、市民との積極的な交流を通じ、学生と地域とが一体となった地域密着型体験学習の機会を提供することで、学生が看護をより身近で実践的に捉えられるものとして機能している。

更なる看護の専門性の向上と医療・福祉への貢献を図るために、本学では大学院修士課程の開設を目指し、平成 29 年には文部科学省へ設置認可申請書を提出し、設置準備を進めているところである。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学の研究組織は、平成 26 年に看護学部・図書館・看護の智協働開発センターという 1 学部 2 センターの体制で開学し、平成 30 年度の大学院修士課程の設置を目指し、現在に至

っている。教育研究組織の運営は、学長のリーダーシップの下で教授会や各種常設委員会が議論を重ねながら進めている。教授会は本学学則 44 条で教授、准教授、講師および助教をもって構成することとされ、月 1 回学長を議長として開催し、教務・運営に関する重要事項や学生の処遇に対する事案の審議を行っている。11 の各専門委員会は教授会の諮問機関として機能し、審議事項の結果・結論を速やかに報告することで、学内における迅速な意思決定がなされている。(資料 2-3)

看護学の学士課程では、卒業時点において一定レベルの看護実践能力を全ての学生が確実に修得できるようにするため、授業内容の改善を図る組織的な取り組みを行っている。本学では、教員の資質を維持向上させるために、教育研究の環境面の整備を行うとともに、FD 活動、学生授業アンケート等を積極的に行っている。学生授業アンケートは、前後期の年 2 回実施し、アンケート結果の分析を各教員にフィードバックして個別対応を求めるとともに、分野ごとに検討を加え、学生の要望に対して組織的な対応を行っている。

更に年 2 回以上開催される理事会や、学外有識者によって構成される評議委員会によって、本学の教育研修組織の適切性について検証がなされている。

2. 点検・評価

本学の教育研究組織は、本学の理念・目的に即して設置されており、教授会、各種委員会によって適切な審議、点検評価が行われており、迅速な意思決定が行われている。本学では、大学における教育理念・教育目標の実現に向け、教育研究水準の向上を目指すために、教育研究活動ならびに組織及び運営等の状況について自ら点検・評価を実施していく。FD・評価委員会は、学年進行に伴う評価の対象項目について、各年度終了年度終了時に関連各委員会からの報告をまとめ、その結果を教授会に報告し、学長を通じて理事会および評議委員会への報告がなされる。完成年度終了時は、大学設置に際して定めた評価項目について各委員会からの報告をまとめるとともに改善方策を策定し、定められた方法に従って大学基準協会等の外部評価を受けるものとする。

また、看護の智協働開発センターは、本学の目標である高度医療専門職者の育成や教育研究成果を社会へ還元していく上で非常に重要な位置づけを担っている。地域の医療機関・介護施設との研修等を通じた交流は年々充実してきており、本学と地域の結びつきが一層密接なものになってきている。

3. 将来に向けた発展方策

看護学部については引き続き教授会、各委員会を中心とした運営を行うとともに、目的意識と向上心の高い優秀な学生の確保のあり方など検討を重ねていく。また、理事会など法人会議における議論や中期計画に基づいて、教育研究組織の機能向上や、実習病院等の地域の医療機関との連携についても検討を深めていく。

4. 根拠資料

2017年度版 修学ガイドブック (資料 2-1)

京都看護大学 学内組織図 (資料 2-2)

京都看護大学 教授会規程 (資料 2-3)

3. 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。

本学の教育理念を理解し、その具現化に努める教員を採用すべく、本学では「学校法人京都育英館京都看護大学就業規則」「京都看護大学選考規程」において教員の職位ごとの資格や能力を規程し、それに沿った教員の採用を行っている。就業規則では、本学の教育理念である「知・人・命へのいつくしみ」を備えた看護師育成のため、相互に協力して健全なる学風の進展に努めていくことと、服務規律、労働条件およびその他の就業に関する事項が規程されている。選考規程では、資格審査から選考の方法、教授・准教授、講師、助教、助手ごとの資格が明示されている。

本学の教育課程は「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」「研究科目」から構成されており、それぞれの科目に豊かな人間性を備えた看護専門職者の育成を主眼に置いた教員配置がなされている。専門科目群は①基礎看護学②開発看護論③地域在宅支援論④老年看護学⑤母性看護学⑥小児看護学⑦急性期・周術期看護論⑧生活行動回復看護論⑨慢性期・終末期看護論⑩精神看護学の10領域から構成されている。各領域では教授または准教授が領域の長としてリーダーシップを発揮して、当該領域における講義、演習、実習等の計画および実施が効率的・効果的に行われるよう教育体制を構築している。

また、学長・学部長にも選考基準を規程しており、学長の任期は3年（再任は連続2期まで）、学部長の任期は2年（再任は連続2期まで）と定められている。

(2) 学部の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

完成時の教員組織は、教授10名、准教授8名、講師8名、助教5名の専任教員31名、助手6名の合計37名を計画していたが、学年進行中に健康上の理由や一身上の理由などにより、就任辞退3名、辞任5名出しており、その補充は大学設置・学校法人審議会による教員審査に諮っており、平成29年5月現在の教員組織は下表1に示した通りである（助手6名を除く）。専任教員は、臨床経験の豊富な人材と大学教育の豊富な教員とを各領域に組み合わせしており、年代は、教授…60歳代7名、50歳代3名／准教授…60歳代2名、50歳代2名、40歳代4名／講師…50歳代2名、40歳代4名、30歳代1名／助教…60歳代1名、40歳代1名、20歳代1名、と各職位においてもバランスのよい編成になっている。また、京都育英館教職員定年規程により、教授は65歳、准教授は63歳、それ以外の教職員の定年は60歳とし、以降の雇用は理事会の承認を得るものとする。

また、高度な看護実践、変化する時代に対応できる看護専門職の育成を目指すため、専任教員は29名が看護師免許保有者である。なお、看護の専門教育の実践には博士（看護学）の学位が望ましいと考える。若手教員の多くは博士課程に在籍中で、博士の学位の取得を奨励していくことで完成年度以降の昇進が可能になるように支援を行っている。

なお、学部における専任教員一人当たりの学生数は15.5人で、大学設置基準で定める必

要専任教員数（19人未満）を満たしている。

<表 1> 京都看護大学 教員職位別年齢構成（平成 29 年度 5 月 1 日現在）

| 職位 | 29歳以下 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70歳以上 | 計 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|----|
| 教授 | | | | 3 | 3 | 4 | 2 | 12 |
| 准教授 | | | 4 | 2 | 2 | | | 8 |
| 講師 | | 1 | 4 | 2 | | | | 7 |
| 助教 | 1 | | 1 | | 1 | | | 3 |
| 合計 | 1 | 1 | 9 | 7 | 6 | 4 | 2 | 30 |

また、設立認可審査過程において「完成年度前に定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編成の将来構想を示すこと」と指摘され、教員組織の中長期的編成計画として、完成年度から 4 年（平成 33 年度）は新規採用も含めて以下の年齢構成を提示した。なお、平成 30 年度に大学院看護学研究科看護学専攻修士課程の設置を計画しており、大学院の教員組織とともに定年年齢を超過した教員の退職を見据え、計画に即した年齢構成に近い教員の補充を行っていく必要がある。

<表 2> 京都看護大学 中期将来目標教職員別年齢構成（平成 33 年度）

| 職位 | 29歳以下 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70歳以上 | 計 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|----|
| 教授 | | | | 3 | 5 | 2 | | 10 |
| 准教授 | | | 5 | 3 | 1 | | | 9 |
| 講師 | | 1 | 2 | 4 | 1 | | | 8 |
| 助教 | | 2 | 1 | 1 | | | | 4 |
| 合計 | | 3 | 8 | 11 | 7 | 2 | | 31 |

（3）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

学年進行中である現在は、教員の採用、昇格については大学設置・学校法人審議会による教員審査に諮って行っており、全て認証基準を満足したものとなっている。完成年度以降の教員の採用は公募によることを原則とし、学長および理事長によって委嘱された 3 名の委員会からなる審査委員会の資格審査を経る（資料 3-1）。教員の選考基準は、教員選考規程および同 10 条の詳則である「京都看護大学教員の採用及び昇任に関する基準」に職位ごとに定められている。

なお、本学では通常の教育研究の補助を行う助手とは別に実習助手の採用を行い、臨地実習の運営が円滑に行われるような補助体制が設けられている。

(4) 教員の資質向上を図るための方策を講じているか。

本学では豊富な教育経験や業績を有する教授陣を中心に、若手教員の教育研究能力育成のためのFDプログラムを構築している。具体的には、①教育実践能力向上のための支援②研究能力向上のための支援③教育実践基盤づくりのための学習支援、を細やかに行い、大学全体で専門領域を超えた議論をして、連携を進めていっている。また、教員の教育・研究水準の向上を目指すために、教育活動、研究活動、学内運営、社会貢献のそれぞれの項目の状況について、自己点検・評価を行っている。

加えて、ア) 臨地実習は各領域1病院につき専任教員を一人以上配置する。イ) 専任教員(教授から助教)全員が週1回の研修日を持つ。ウ) 全教員が講義・演習を担当する、ように教員の講義・演習・実習・会議日を設定し、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育活動を行い、相補的な体制が取れるように大学が支援している。

2. 点検・評価

大学として求める教員像及び教員組織編成方針については、明確に定めていないが、カリキュラムポリシーに沿って教員組織を整備しており、教員数は設置計画の定員を1名を除いて満たしていること、専任教員の年齢構成もバランスよく、適切な配置がなされていることから学部教育課程に相応しい教員組織を整備していると言える。また、教員の採用、昇任については、大学設置・学校法人審議会による教員審査を受けて適切に行われている。FD研修は継続的に行われており、教員個人の自己点検・評価についても十分に行われている。

3. 将来に向けた発展方策

教員の採用及び昇任の選考については、大学独自で「京都看護大学教員選考規程」に沿って厳格に行わなければならない。教員の資質向上に向けて、「教員の自己点検・評価」を効果的に運用していくための体制整備を行う。また、これまでのFD研修の評価として、FD研修で気づき学んだことが実際の教員の活動にどう反映されているのかについて、自己点検・評価、FD委員会が中心となって、評価を行う。

これまでは、完成年度に向けて学長のリーダーシップを中心としたガバナンスの強化を行ってきた。完成年度以降は大学全体を見渡した新たな組織体制のあり方について検討を重ねていきたい。

4. 根拠資料

京都看護大学 教員選考規程 (資料 3-1)

京都看護大学 教員の採用及び昇任に関する基準 (資料 3-2)

4. 教育内容・方法・成果

a) 教育目的、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目的に基づき学位授与方針を明示しているか。

本学は、看護学部の教育理念に基づき、看護学部の教育目標を策定している。看護学部の学位授与方針（ディプロマポリシー）は、教務委員会で作成した原案をもとに、平成28年9月の教員FDにおいて検討した後、同教授会において審議し、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーとともに定めた。これらは本学ホームページにおいて明示されている。

[教育理念]

建学の精神である「明德・格物致知の実勢」を教育の理念に通貫するものとして、外界・他者に向けた関心、気遣い、思いやりといった心象の発言を「いつくしみ」という言葉で表し、以下に据える3つのいつくしみの力に象徴して、これを育て、鍛えることを本学の教育理念として据える。

① 智をいつくしむ力

科学的知識と探求力、批判的および論理的に思考する力や想像力を高め、自律的、主体的に生涯にわたって真摯に学び続けることができる「智をいつくしむ力」

② 人をいつくしむ力

豊かな感性と幅広い教養にもとづく人間理解とありのままの自己を受け入れ、他者を唯一無二の存在として尊重し、敬意とケアリング（他者への思いやり・気遣い）をもって、人と深く相互的なコミュニケーションをとることができる「人をいつくしむ力」

③ 命をいつくしむ力

看護専門職としての自覚と高い倫理観を備え、人間の生命を敬い護り、人の尊重と権利を擁護し、適切な看護を実践できる「命をいつくしむ力」

[教育目標]

看護職者として、身体・心理・社会的立場などあらゆる角度から人間理解を深め、豊かなコミュニケーション力をもって他者をいつくしむことのできる心を養い、幅広い教養と高い倫理観に基づくヒューマンケアリング、科学的知識ならびに合理的判断によって人々の健康・生活・環境を適切に支援できる人材を育成する。また創造力と探求力を備え、自律的に生涯学び続けることができる人物への自覚を育み、これからの少子高齢社会の保健・医療・福祉に貢献し、また国際的視野に立って時代を切り開く人物を育成する。

[ディプロマポリシー]

本学の教育は、建学の精神「明德・格物致知の実践」に則り、看護専門職として以下の能力の持てる人材を育成する。

育成する人材像

①智をいつくしむ人材

ア) エビデンスに基づいた科学的知識と論理的思考力のある人材

イ) 探究力を持ち看護専門職者として自律的に生涯学び続けられる人材

②人をいつくしむ人材

豊かな教養を基盤とした全人的人間理解の上に、高いコミュニケーション力・ケアリングマインドを持ち、自己と他者をいつくしめる人材

③命をいつくしむ人材

看護職者としての自覚と高い倫理観、適切な看護実践力を持って人の命と尊厳を尊重し、人権を擁護できる人材

本学学則が定める卒業要件に必要な年数以上在学し且つ単位を修得した学生を、次に挙げる能力を備えたものとし、学位：学士（看護学）を授与する。

学生が卒業までに身につける能力

①智をいつくしむ力

ア) 科学的論理的思考力：エビデンスに基づいた科学的知識と論理的思考力、的確な判断力と深い洞察力を持つ。

イ) 探求力と生涯学習能力：知的好奇心と真理の探究力を伸長し、看護専門職者として自律的、主体的に、国内・国際社会に向けて発信しつつ、生涯真摯に学び続ける力を持つ。

②人をいつくしむ力

ア) 全人的人間理解：幅広い教養と豊かな感性をもって、全人的人間理解を深める力を持つ。

イ) ケアリングとコミュニケーション：自己と他者をありのままの存在として受け入れ、唯一無二の存在として尊重し、敬意とケアリング（他者への思いやり・気遣い）をもっていくしみ、深く相互的なコミュニケーションを結ぶ力を持つ。

③命をいつくしむ力

ア) 職業倫理と人権擁護：看護専門職としての自覚と高い倫理観を以って、人間の命と尊厳を尊重し、人権を擁護する力を持つ。

イ) 適切な看護実践：専門的かつ創造的で質の高い、適切な看護実践能力を持つ。

（２）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

本学では、前述の教育目標に基づき、教育課程の方針としてのカリキュラムポリシーを定めている。

[カリキュラムポリシー]

本学のカリキュラムは、①基礎科目②専門基礎科目③専門科目④研究科目の 4 つの科目区分設定における各科目のねらいの達成によって、本学の教育目標の達成と学生自らが選択する看護実践や教育、研究の場など、あらゆる職業選択の場で応用可能な能力の育成を保証する。

①基礎科目

智・人に対する「いつくしみ」を養い、人間・生活・環境（社会）について理解できる。

ア) 主体的に学ぶ力、自立的に発達していく力の育成、豊かなコミュニケーション能力や問題解決能力の基礎を培い、人間と社会生活について理解を深めることができる。

イ) 科学的にも接近する発想と方法を学ぶことを通じ、幅広い教養と豊かな人間性、これからの時代を担う看護専門職の基盤を構築する。

②専門基礎科目

人の命と人に対する‘いつしくみ’を養うために、健康の成り立ち、健康障害と治療および臨床における人のありようと保健医療の仕組みについて理解できる。つまり、看護の対象を身体・心理・社会・スピリチュアルな統合体としての全人的存在としてとらえることができ、専門科目の理解と実習につなげる構成とした。

ア) 看護学と深く関係する医学系、保健学系、福祉学系の教科目をもれなく設定した。

イ) 今後の超高齢・少子社会に求められる医療、発展し続ける科学といった視点からもふさわしい教科目を設定し構成した。

ウ) 看護の対象である「人」を身体・心理・社会・スピリチュアルな統合体としての存在として科学的に理解することができるよう①健康の成り立ち②健康障害と治療③臨床人間学④保健医療と社会保障、の4区分とした。

③専門科目

基盤看護領域、地域生活支援看護領域、健康回復生活支援看護領域および臨地実習で構成した。

ア) 基盤看護領域では、看護固有の価値と基礎的な知識と技術の修得、および生涯にわたって自己研鑽しキャリア開発につなげる科目を配置した。

イ) 地域生活支援看護領域では、今後いっそう深刻になる高齢多死社会において、誰もが住み慣れた地域で暮らすことを支える視点を養うことが重要である。そのために、健康障害の予防から、急性期、慢性期、在宅療養に至るシームレスな看護の提供について学ぶことを可能にした。

ウ) 健康回復生活支援看護領域では、いかなる発達段階、健康障害、健康レベルであっても看護の専門性である‘生活’に視点をおき、健康回復を促す高度なケアが求められる。医療を取り巻く社会の変化や医療提供体制の改革により、病院での在院日数は短く、急性期、回復期、慢性期、終末期の各期の専門性の高いケアと継続看護、多様な職種との連携できる力を養うことを可能にした。

エ) 臨地実習は生活行動援助論実習Ⅰ、Ⅱ（基礎実習）から総合実習（統合実習）まで、臨地において経験したことを振り返り、大学で意味づけ・知識と統合し、課題を明確にして次の実習において段階的に学習していくことを可能にする実習配置とした。

④研究科目

研究科目は、看護学士力として最も重要な「主体的な学び」、「課題探究力」、「創造的思考力」を培うものとして、臨床における課題の抽出から、課題設定、研究力の基礎の育成を可能にする科目配置とした。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

本学の教育理念と目標、学位授与方針（ディプロマポリシー）および教育課程の方針（カリキュラムポリシー）は、前述の通りに文書化され、大学ホームページに掲示され、学生、保護者、教職員および社会に対して公表されている。また、年度当初の教授会において、本学の教育理念、教育目標とともに、アドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーについて、教職員全員へ周知している。また、学生に対しては、入学時オリエンテーションにおいて修学ガイドブックを用いて説明し、周知している。

社会に対しては、本学ホームページ、オープンキャンパス、事務局員による高校訪問等を通じて、本学の教育理念、教育目的・目標、アドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーについて公表し、理解を得るよう務めている。

(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行なっているか。

本学では、学内 FD 活動および外部関係者との協議会等を通じて、教育理念、教育目的・目標、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーが、実際の教育に生かされているかについて、検証を行なっている。

①教育 FD 活動

平成 26 年度に開始された教育課程が平成 29 年度で完成年度を迎える。これまで教員 FD として、平成 26 年 9 月には、教員それぞれの研究テーマおよび教育歴を発表し、教員個々の能力を最大限に生かした教育体制作りについて話し合った。平成 27 年 2 月には、教員それぞれの教育能力向上を目的として、自らの能力を査定し、また今後の課題を見出すための話し合いを行なった。平成 27 年 9 月には、本学が目指す ICT 教育のあり方について、教員全員で検討する機会を持った。また、看護技術教育についても話し合い、「看護技術到達度表」作成に向けた検討を開始した。平成 28 年 9 月には、完成年度後のカリキュラム編成について、本学の教育理念、教育目的・目標、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーとの整合性、また科目間における内容重複の有無について話し合った。

②外部関係者との協議

ア) 京都市との連携協議会

平成 24 年 6 月、京都市と本学の間で締結した「京都市立看護短期大学の教育資源の継承に係る基本協定書」に基づいて、連携協力協議を行っている。教育面のみならず、保健福祉行政とも密接に連携し、平成 26 年度より、本学「看護の智協働開発センター」において「京都市看護職能力向上・定着確保研修」を開催し、地域の医療水準の向上の貢献に取り組んでいる。

イ) 臨床教授・准教授制度

本学では、臨地実習教育体制の充実を図ることを目的に、臨床看護学教育に協力する優れた医療人に対して「臨床教授」「臨床准教授」の称号を付与している。同制度を導入すること

により、学内での座学と実際の医療現場での実習との乖離を最小限に防ぎ、理論を実践に効率的に結びつけることが可能となっている。臨床教授の称号の付与等については「京都看護大学看護学部臨床教授等称号付与規程」により、選考が行われている。

ウ) 臨地実習協同運営交流会

本学では、毎年3月に各実習施設の責任者および臨床指導者を招待し、「臨地実習協働運営交流会」を開催している（平成28年第1回開催）。そこでは、本学の教育理念・目標を確認するとともに、当該年度実習の総括および次年度学習計画の説明を行なっている。また、各実習領域別分科会を開催し、実習担当教員と病院実習指導者との意見交換を行ない、今後の実習方針を検討している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

本学では、教育理念に基づき定められたアドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを本学ホームページで公表し、社会に明示され、各年度当初の教職員連絡会で確認され、教職員に周知されている。

また看護系大学進学希望者に対しては、受験校選択に資するようオープンキャンパスにおいても説明しており、さらに本学進学者に対しては、入学前教育および入学後オリエンテーションにおける周知を行なうことで、学生への教育理念の浸透が図られている。

これらに即したカリキュラム構築および講義・演習・実習が行なわれているかについては、平成26年、平成27年、平成28年に実施した自己点検評価により大学全体で見直しており、年々、教員の自覚は高まっている。

②改善すべき点

本学ホームページと修学ガイドブックとに掲げられる、教育理念・教育目標、アドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの記載表現に違いがあるため、これを統一する必要がある。また、各ポリシーは教員に周知されているが、新任教員また非常勤講師への周知が課題としてある。教育理念、教育目標、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーへの教員の自覚をさらに高め、より完成度の高い教育を目指す必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーにしたがって構築された講義・演習・実習それぞれに学生評価を実施しており、その結果を教員へ通知している。それを踏まえて、教員は自己評価を行い、課題の抽出と次年度に向けた改善を行なっている（資料4-1）。

②改善すべき事項

各教科について、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーとの整合性、また教科間の

内容重複部分の調整を行い、より効果的、効率的なカリキュラムの再編を検討する時期にきている。

各ポリシーは明示されているが、大学案内等資料においても明示し、広く社会に伝えていく。とくに看護系大学進学希望者に対しては、様々な広報活動を通じてより丁寧な説明を行い、入学後のミスマッチを防止する。

4. 教育内容・方法・成果

b) 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

本学の教育課程はカリキュラムポリシーに基づき体系的に編成されており、理解度・成長発達段階・学年の課題に配慮した、段階別の科目配置となっている。また、知識と経験知とを統合して生き生きとした智として学ぶ工夫を行っている。さらに、国際都市である京都に位置する強みを生かし、本学附属施設である「看護の智協働開発センター」を京都在住外国人との交流の場とし、また、4年次の選択科目である「国際看護論実習」では、実際にヨーロッパの病院を見学することで、国際的視野を持つ人材育成を目指している。現在、開学初年度からの学生による授業評価、教員による自己点検および自己評価、学外関係者からの意見・評価、社会情勢の変動を踏まえて、完成年度以降のカリキュラム再編に向けた検討を行っているところである。

カリキュラムは、「基礎科目群」「専門基礎科目群」「専門科目群」「研究科目群」から構成されており、さらに、それぞれ以下の項目から構成されている。

【基礎科目群】

- ① 主体的学修の基礎・導入
- ② コミュニケーション能力の基礎
- ③ 人間と日常生活の理解
- ④ 社会生活の理解

【専門基礎科目群】

- ① 健康の成り立ち
- ② 健康障害と治療
- ③ 臨床の人間学
- ④ 保健医療と社会保障

【専門科目群】

- ① 基盤看護学領域
 - ・基礎看護学
 - ・開発看護論
- ② 地域生活支援看護領域
- ③ 健康回復生活支援看護領域
- ④ 臨地実習

【研究科目】

また、本学の教育課程は下記の特徴をもって構成されている。

①学生の理解度・成長発達段階・学年の課題に配慮した、段階別の科目配置

ア)理解が易しい科目から難しい科目へと、段階的に学び進められるよう配慮した科目配置。

イ) 成長段階にそった段階別の科目配置：学生の成長段階、つまり人としての成熟度にあわせて同系統の内容を、レベルを変えて学修する。

ウ) 学年の課題に合わせた科目の重点的配置。

エ) 同系統の科目を、基礎科目と専門科目の双方に配置：同系統の科目を、基礎科目と専門科目の両方に配置することで、違った断面から繰り返し重層的に学びを深められるような工夫をしている。

②知識と体験を統合し智に変えることを目的として、講義と実習を交互に配置

従来の看護教育においては知識・理論を学修し、演習、実習へと学修をすすめる形態が多くとられてきた。しかし、看護は実践の科学であり、学生の実践の経験の中に多くの意味と理論が潜んでいる。学生と看護教員、実習指導者などとの相互主体的な対話を通して、学生のリフレクションを促し、理論と統合した確かな智を生み出すことを支援する。自己の在り方と他者へのかかわりの洞察のなかに、‘いつくしみ’の重要性を発見し、いっそう、看護学への動機づけと主体性を育む。

具体的な展開として、1年次より、「生活行動援助論演習Ⅰ」の進行中に、「生活行動援助論実習Ⅰ」を組み込み、臨地のリアリティに触れる機会を設定した。人々の療養生活と援助活動に触れることによって、基礎看護技術の必要性に対する認識を深めるとともに修得の動機づけを行う。

また、3年次では、母性・小児・成人・老年・精神・地域在宅の看護領域別実習を行い、4年次では、臨地での体験と理論との統合を行えるような科目配置を行った。また、臨地実習において、臨床現場で持った興味や疑問から看護課題を見出し、課題探究力を養うとともに、専門職としての自発的な能力開発と看護の向上に資する研究能力の基礎を育成するよう、教育課程を構築している。

以上のように、本学の教育課程は座学によって知識を得、臨床のリアリティに触れた経験から、振り返り、意味づけ、理論との統合をはかって理解を深めるとともに、課題探究する主体性を育み、臨床の知を修得することにより、看護の智を学修できることをめざす。

知識は体験を通して初めて生きた知識、臨床の知として定着する。このように、講義内容が単なる知識の吸収に終わるのではなく、経験と結び合わせ、両者を統合して智に変えることを目的として、講義と実習を交互に配置している。

③単科大学の強みを生かした充実したキャンパスライフ

単科大学では無駄のない時間割を構築できる強みを生かし、全期にわたりすべての講義は原則一日4コマにおさまる時間割となっている。これにより、学生は時間的な余裕ができ、事前事後の学修、ボランティア活動、課外活動などのキャンパスライフの充実に充てる事が可能である。

④「看護の智協働開発センター」を学内に設置することによる地域密着型体験学習

「看護の智協働開発センター」を学内に設置することにより、市民による「模擬患者」導入、市民の教育への参加、市民とともに学ぶ場の常設など、学生が市民と臨床や地域をより身近なもの、親しいものとして体験し、生き生きとした体験として学び吸収してゆくことができるよう工夫している。

⑤国際看護論実習の展開

ア) 本学が国際都市京都に位置する強みを生かして、京都在住の外国人と交流して異文化を理解すると共に国際人としての素養を培う。

イ) 国際看護論実習」では、本学の教育目標である「いつくしみ」を具現化する全人的看護とケアリング実践について、豊かな伝統と実績をもつスイスの小規模病院と、ドイツの中規模病院を訪ね、見学体験する。この体験を通して、欧州の医療の実際に触れ、国際感覚を身に付け、看護分野で日本や国際社会で活躍できる能力の基礎を培えるように工夫をしている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各過程に相応しい教育内容を提供しているか。

本学における授業科目の区分は、「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」「研究科目」という4つの大区分で設定した。各科目区分設定における、それぞれの科目のねらいの達成によって、本学の教育目標の達成と学生自らが選択する看護実践や教育、研究の場など、あらゆる職業選択の場で応用可能な能力の育成を保証していく。

①「基礎科目」の考え方

基礎科目は、智・人に対する「いつくしみ」を養い、人間・生活・環境（社会）について理解を深める。基礎科目には、「主体的学修の基礎・導入」「コミュニケーション能力の基礎」「人間と日常生活の理解」「社会生活の理解」の区分を設け、必修10単位、「人間」「生活」「環境」について多彩な選択28単位を配置し、そのうち14単位以上を選択とした。

ここでは特に、主体的に学ぶ力、自立的に発達していく力の育成、豊かなコミュニケーション能力や問題解決能力の基礎を培い、人間と社会生活について理解を深めることができる科目配置を行った。

科学的にも接近する発想と方法を学ぶことをとおして、幅広い教養と豊かな人間性、これからの時代を担う看護専門職の基盤を開発することを目指した。

ア) 主体的学修の基礎・導入

基礎ゼミ1、基礎ゼミ2、クリティカルシンキングを配置し、高等教育の導入から主体的な学びの基本姿勢とともに、科学的思考、論理性、批判的思考と分析力を養う。基礎ゼミ1、基礎ゼミ2では、講師以上の教員が担当し、少人数制のゼミ形式で高校教育から高等教育へいざない、学修方法、文献の検索方法、読む、書く、聞く、討論などについて学べるように工夫する。さらに、基礎ゼミ2では、基礎ゼミ1の学びを発展させ、学生が日常生活の中で持つ具体的な疑問や課題を探究し、発表などを通して、表現力や論理構成力についても学修し、主体的に学ぶことへの興味とその楽しさを実感し、その後の学修態度、能力の発展へと広げる。

イ) コミュニケーション能力の基礎

「外国語」は英語、中国語で編成して異文化に生きる人びととの相互理解のコミュニケーションツールである言語の基礎をつくる。「情報リテラシー」、「暮らしの中の統計処理」ではデータ処理について学ぶとともにその解釈や表現方法についても学修する。

ウ) 人間と日常生活の理解

人間とはなにか、存在、人生、死とは何かといった人間のありようの根源的な問い、真善美に出会う芸術、自己理解・他者理解や人間を生涯にわたって教育を受け発達する存在として捉え、さらにその生業が日々の日常生活の中にあることを科学的視座で分析し理解する。

エ) 社会生活の理解

人が生きている社会を身近な家族という小集団から、地域、制度、成り立ち、さらに文化、ジェンダーまで一連のものとして学修する。また、多くの世界的文化遺産をもつ京都にある大学の強みを生かし、寺社仏閣などの歴史的な意味をとらえつつ、人々の暮らしなどを加えてその文化を理解する。

「主体的学修の基礎・導入」配当科目は必修、「コミュニケーション能力の基礎」は基礎英語コミュニケーション、中級英語コミュニケーションを必修とし、上級英語コミュニケーション1、2と基礎中国語コミュニケーション、中級中国語コミュニケーションのいずれかを選択とした。

「人間と日常生活の理解」および「社会生活の理解」では、いずれも6科目12単位を1年次と4年次に配当（前述の成長段階にそった段階別の科目配置による）し、学生の関心と興味を広げることができるよう3科目6単位以上の選択とした。

上記の構成により、社会人としての教養を高め、看護専門職としての‘智・人のいつくしみ’を育成する。

②「専門基礎科目」の考え方

専門基礎科目では、人の命と人に対する‘いつくしみ’を養うために、健康の成り立ち、健康障害と治療および臨床における人のありようと保健医療の仕組みについて学ぶ。つまり、看護の対象を身体・心理・社会・精神的な全人的存在としてとらえることを可能にし、専門科目の理解と実習につなげることをねらいとした。「専門基礎科目」には、看護学と深く関係する医学系、保健学系、福祉学系の教科目をもれなく設定した。今後の超高齢・少子社会に求められる医療、常に発展する科学といった視点からもふさわしい教科目を設定し構成した。看護の対象である「人」を身体・心理・社会的存在として科学的に理解することができるよう、①健康の成り立ち②健康障害と治療③臨床の人間学④保健医療と社会保障、の4つの区分とした。

ア) 健康の成り立ち

7科目必修7単位を配置し、「健康論」、「生命の科学」、「微生物学」、「形態機能学Ⅰ（解剖生理学）」、「形態機能学Ⅱ（解剖生理学）」、「形態機能学Ⅲ（生化学）」、「栄養学」で構成した。看護の対象である人間の「生命」「身体」について生命体の構成要素から人体の構造機能、健康の成り立ちまでを科学的視座で理解する。

イ) 健康障害と治療

健康障害の成り立ちとその治療について、基本から最新医療までを理解し、看護の視点で疾病を捉えるための基盤とする。「病理学概論」、「疾病と治療Ⅰ」、「疾病と治療Ⅱ」、「疾病と治療Ⅲ」、を選択科目で配置した。

ウ) 臨床の人間学

患者の全人的理解および患者との関わり方について学ぶ。とりわけ、人間が疾病を持つことと病気になることの相違、その心理、病むことの苦悩を「希望」や「意味」へと転換し、生涯発達し続ける人間存在の在り方について洞察を深める。さらに看護専門職者としての高い倫理観を形成することを重視し「医療・看護倫理」を配置して、人びとの生命の尊厳と人権を擁護するための基盤をつくる。

また、本学部の学生の育成目標の一つであるケアリングを可能にするコミュニケーション力育成の基礎として「医療コミュニケーション論」「医療コミュニケーション演習」を配置した。コミュニケーションの理論と知識に基づいて、模擬患者を用いた演習を行い豊かなコミュニケーション能力を養い、人への‘いつくしみ’の素地を養う。

ここでは「生涯発達論」、「医療・看護倫理」、「医療コミュニケーション論」、「医療コミュニケーション論演習」の4単位を必修とし、「臨床人間学」、「臨床心理学」のうち1単位を必修とした。

エ) 保健医療と社会保障

マクロの観点から、わが国の保健医療福祉の実態と政策について学修できる科目を配置した。変化する人びとと社会を把握し時代を切り拓く実践的かつ創造的な人材の育成、看護を取り巻く社会の保健医療福祉の仕組みと、今後一層求められる専門職チーム内での協働と看護の専門性を発現させる人の育成の基礎を培う。

「看護政策論」、「公衆衛生学」、「関係法規」、「社会福祉」の4単位を必修とし、「保健統計学」、「社会資源コーディネート論」は選択科目とした。

③「専門科目」「研究科目」の考え方

専門科目は、基盤看護領域、地域生活支援看護領域、健康回復生活支援看護領域および臨地実習で構成した。

ア) 基盤看護領域では、看護固有の価値と基礎的な知識と技術の修得、および生涯にわたって自己研鑽しキャリア開発につなげる科目を配置した。

イ) 地域生活支援看護領域では、今後いっそう深刻化する高齢多死社会において、だれもが住み慣れた地域で暮らすことを支える視点を養うことが重要である。そのために、健康障害の予防から、急性期、慢性期、在宅療養に至るシームレスな看護の提供について学ぶことを可能にした。

ウ) 健康回復生活支援看護領域では、いかなる発達段階、健康段階であっても看護の専門性である‘生活’に視点をおき、健康回復を促す高度なケアが求められる。医療を取り巻く社会の変化、医療提供体制の改革により、病院での在院日数は短く、急性期、回復期、慢性期、終末期の各期の専門性の高いケアと継続看護、多様な職種との連携を養うことを念頭に置いた。

エ) 臨地実習は生活行動援助論実習Ⅰ、Ⅱ（基礎実習）から総合実習（統合実習）まで、臨地において経験したことを持ちかえり大学で意味づけ、知識と統合したのちに、課題を明確にして次の実習において段階的に学習していくことを可能にする実習配置とした。

すなわち確かな看護の専門性と基本技術、生涯にわたって研鑽し看護専門職者としてのキャリア発達について学修するための「基盤看護領域」、地域で暮らす人々の生活の大切さを学ぶ「地域生活支援看護領域」、疾病の急性期から回復期、慢性期、終末期看護を学ぶ「健康回復生活支援看護領域」（健康回復あるいは安寧な死の支援、またどの経過にも絡む精神看護学も含む）、そして「臨地実習」に区分している。さらに看護上の課題探究と論理的思考ならびに看護研究の基礎について学ぶ「研究科目」に区分した。

このように本学の教育目的である「幅広い教養と高い倫理観にもとづくヒューマンケアリングと、科学的知識ならびに合理的判断によって人びとの健康・生活・環境を適切に支援するとともに、これらの活動を通して看護固有の価値と専門性を発揮しつつ、これからの少子高齢社会の保健・医療・福祉に貢献し、また国際的視野に立って時代を切り拓く、実践的かつ創造的な看護専門職者を育成する。」ことを目指す科目構成とした。

加えて講義、演習、実習を通して、対象の健康課題の査定、根拠に基づく看護計画の策定とケアリングを根底においた確かな看護実践能力の基礎を育成することを重視した。つまり1年次には看護の基盤となる看護の概念、看護技術を学び、2年次には小児、母性、成人、老年、精神、在宅看護などについて、座学と演習を通して専門性を深める。また臨地実習においては患者とのコミュニケーション、基本的看護技術の試行を通して、初めての対人関係構築について体験し学びを得る。3年次には領域別実習を行い、臨地で多くのリアリティに触れ、看護の展開について学ぶ。4年次前期には3年次の臨地経験をもとに意味づけや理論との統合をはかり、4年次後期には、専門職者として自己のキャリア開発に関する認識を高めつつ、生涯にわたって自己研鑽していく能力と主体性を育む科目配置としている。加えて4年次後期には、看護職者としての専門性の開発と職業人への接続、移行を図る支援として「看護技術強化演習」を配当している。

〔基盤看護領域〕

基盤看護領域は、看護のコアとなる基礎看護学と看護の統合と発達を促す開発看護論で構成した。基礎看護学は「看護学原論」「臨床実践と看護理論」「生活行動援助論Ⅰ」「生活行動援助論演習Ⅰ」「生活行動援助論Ⅱ」「生活行動援助論演習Ⅱ」「看護現象と看護診断」「看護過程論」「ヘルス・フィジカルアセスメント」「ケアリングコミュニケーション」を配置し、12単位必修とした。「生活援助論演習Ⅰ、Ⅱ」「ヘルス・フィジカルアセスメント」および臨床現場へのスムーズな移行ができるよう、開発看護論の「看護技術強化演習」などにおいては、シミュレーションの活用や模擬患者の導入などにより安全で臨場感のある状況下での看護技術修得が模索できるように支援する。

また、人が行う一つ一つの生活行動が、身体・心理・社会的理由によって行われ、その基礎的看護技術が科学的な根拠によって成り立っていることを学修し、看護技術を修得するとともに、自ら生涯にわたって研鑽し発展させていくための土台を育成する。

さらに、開発看護論では、「看護リフレクション」「看護管理・経営論」「看護キャリア開発論」「医療安全」「災害看護論」「国際看護論」「看護技術強化演習」を7単位必修で配置し、「看護教育論」「災害看護技術演習」は選択科目とした。

[地域生活支援看護領域]

地域生活支援看護領域には、より健康にあるいは健康障害を持ちつつも主に地域で暮らすことの支援を目指すという理解から、地域在宅支援論、老年看護学、母性看護学、小児看護学で構成した。

地域在宅支援論では、「在宅支援論」、「在宅支援論演習」、「公衆衛生看護学」を必修とし、卒業時には地域の特性と社会資源、地域の健康問題、地域を中心にした健康生活支援課題の査定能力および在宅で療養する人々を支援する能力を育成する。また、より地域、在宅支援の理解を深める科目として、「家族支援論」を選択として設定した。

[健康回復生活支援看護領域]

健康回復生活支援看護領域には、疾病の急性期から慢性期、終末期までを見通して、各期にあった適切な看護はもとより、スムーズに健康回復移行できるような継続したコーディネート、さらにどの時期であっても生活者としての視点を重視した看護学を学べる科目配置として、急性期・周術期看護論、生活行動回復看護論、慢性期・終末期看護論、精神看護学で構成した。発達段階の特徴は成人期から、老年期への移行もふくめて生涯を通じて支援できるように各科目で教授する。そのために、1年次後期に「健康回復生活支援概論」を配置して看護の専門性と生活支援について学修し、さらに、急性期、回復期、慢性期、終末期看護のあらゆる時期および発達段階において重要な視点となる精神看護学を学ぶ領域とした。

[臨地実習]

臨地実習は、1、2年次に「生活行動援助論実習Ⅰ、Ⅱ」を行い、基礎看護技術および基本的なコミュニケーションを学修する。「生活行動援助論実習Ⅰ」では、「生活行動援助論演習Ⅰ」の学修の進度に沿って、療養の場である病院に出向き、療養環境、患者の生活と日常生活援助のリアリティに触れる見学実習を実施する。さらに、2年次には診療の補助技術を用いつつ看護の独自の機能である生活援助について、看護過程の展開を一部用いながら学修する。

領域別実習は3年次に配当した。実習の前期と後期の移行期には「ケアリングコミュニケーション」、「看護リフレクション」を配置し、臨地での経験をもとに内省し意味づけし、後半の実習へと生かすことのできる科目配置とした。

4年次には、臨地実習で得た経験をもとに、「臨床実践と看護理論」、「医療安全」、「災害看護論」などの科目を配置し、具体的かつ合理的に理解を深め理論と実践の統合を図ることを支援する。経験知を形式知に転換したのちに、最終段階である看護の統合理解へと至るように工夫した。

また、「課題探究実習」では、看護現場を‘鳥の目’で眺め、病院・看護部組織の仕組みと機能、マネジメントの実際に触れるとともに、3年次の様々な実習における経験から、ひとつの看護現象を取り上げ、看護ニーズ、看護の課題について考え、課題探究テーマを抽出する。さらに、最終のまとめである「総合実習」では、複数患者の受け持ち、夜間実習などを体験し、看護職の専門性とイメージを深め、学生から新人看護師への移行をスムーズにはかることを可能にする配置とした。

[研究科目]

研究科目は、看護学士力として最も重要な「主体的な学び」、「課題探究力」、「創造的思考力」を培うものとして、臨床における課題の抽出から、課題設定、研究力の基礎の育成を可能にする科目配置とした。

研究科目には「課題探究Ⅰ」と「課題探究Ⅱ」を配置している。「課題探究Ⅰ」では看護における研究の必要性や価値、研究計画の立て方、研究方法について学び、「課題探究Ⅱ」では研究課題を抽出し、研究に取り組む。この科目配置により、専門職として自発的な能力開発を継続するための能力や看護の向上に資する研究能力の基礎を培う。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

学生の理解度・成長発達段階・学年の課題に配慮した、合理的で無理ない科目配置ができている。また、講義と実習とを交互に配置することで、知識と体験とを統合し智に昇華できる可能性を得た。全体を通して、教育課程の編成・実施方針に基づいた、各過程に相応しい教育内容を提供できている。研究科目である課題探究Ⅱでは、課題集中的な課題探求実習により問題意識を明確化し、それをもとに研究に取り組むことで、実践と研究との有機的なつながりを理解することができている。

「総合実習」では、これまで学んできた看護専門職として必要な知識を統合し、これからの看護専門職の役割を考究し、学生から看護専門職に役割移行する上での課題を自ら設定し、自己研鑽する基本的能力を身につけることを目的とした。その結果、学生は社会の変化によって役割拡大をしていかなければいけないことと、変えてはいけない看護の本質について理解できていた。また、看護師が臨床上の意思決定をどのように行っているのかを学ぶことにより、看護職として働くうえでの課題を自ら見出し、課題解決の方法について明確にできた。さらに、臨地からは、「学生に自分の考えを語ることで自分の看護を意味づけることができた」「このような指導を新人看護師にもしていきたい」という意見が聞かれ、臨地にとっても意味のある実習内容になったと考える。

また「看護の智協同開発センター」等を利用し、大学祭での一般市民を対象とする健康教育および1年を通じた現任看護職を対象とする研修会等について実績を残している。

③ 改善すべき点

3年次までに実習に必要な専門科目を修得するという本学の特性故に、2年次においては専

門科目が集中し、5コマ目まで講義が設定される状況にある。これについては、各講義内容を詳細に見直し、科目間における内容重複がないか、また適切なコマ数となっているか等の点検を行なう必要がある。これにより、単なるコマ数削減を目的とするものではない、より合理的なカリキュラムの構築を実現する。

国際的視野の拡大については、講義におけるゲストスピーカー枠の活用や学生課外活動などを通じて、国際的な交流機会をさらに充実して行く必要がある。「国際看護論実習」については、昨今の国際情勢を鑑み、2017年度の海外（ヨーロッパ）実習を取りやめた。今後も同様の事態が予測されるため、その時々的情勢に対応し得るよう、多様な海外地域・施設との交流を推し進める必要がある。

4. 教育内容・方法・成果

c) 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

本学では iPad(Apple 社製)を使用した ICT(Information and Communication Technology)教育を導入している。ICT 教育のメリットとして映像や音声を利用した授業が可能となることや授業中にインターネットを利用して学生が疑問に思ったことを学生自身がすぐに調べることが可能となったこと、演習場면을録画しそれを自分自身やグループで見直すことで欠点が可視化されすぐに技術などの修正が可能となったことがあげられる。また、多くの教科書(電子版)や参考図書を iPad にダウンロードして利用していることや京セラコミュニケーションシステム株式会社が作成したソフトウェア「Booklooper」を iPad にダウンロードし使用している。このソフトウェア「Booklooper」では学生が所有する iPad で学術書、講義資料の閲覧を行うことができる。そのため講義や演習の資料を一括管理することができ、授業中に教科書や参考図書、授業資料などを有機的に活用することが可能となった。また大学外の実習病院や施設に多くの紙媒体の教科書や参考図書、授業資料を持ち運ぶ必要性がなくなり、iPad1 台で効率的に実習を進めていくことができるようになった。さらに教員の ICT 教育能力を高めるために FD(Faculty Development)を 2016 年 9 月 16 日に実施した。そこでは ICT 教育の基本的な知識や ICT(講義・演習)の活用例の紹介や今後の課題についての意見交換などが行われた。

教務委員会では入学後のオリエンテーション期間中に学年歴(1 年間の予定表)、時間割表、履修登録の方法、定期試験の受験方法などの説明を行っている。その後、担任教員と協力して履修登録を行い、特に単位取得が順調に進んでいない学生には個別に履修相談を行っている。また編入生に対しては編入生 1 名につき 1 名の教務委員が担当し、既修得単位の認定や履修登録の手続きが終了するまで責任を持ってサポートしている。既修得単位の認定についても、入学時のオリエンテーションで説明を行い、学生から申請があった場合には認定が終了するまで教務委員が担当している。履修登録の完了後に、履修登録表を発行し学生に返却している。履修登録は最初の講義から 1 週間は変更が可能なので、履修登録表を持参の上で、教務担当で変更の手続きを行っている。そして前期終了時(9 月末)と後期終了時(3 月末)の年 2 回、個人成績表を学生本人および保護者に送付している。

授業回数の 3 分の 1 を超えて欠席した場合には原則として試験を受けることができない。その場合には不合格となり再履修することになる。その防止策として、学生の出席状況に関してはすべての授業において出席を確認し、欠席 4 回及び 5 回時(授業回数 15 回)、欠席 8 回及び 9 回、10 回時(授業回数 30 回)に学生本人に対して、メールにて欠席状況を知らせる受験資格が失われないようにしている。また遅刻・早退に関しては累積時間をもって 1 回の欠席として取り扱うことがある。

看護学実習においては 1 年次の「生活行動援助論実習 I」、2 年次の「生活行動援助論実習

II」、3年次の各領域実習(在宅支援論実習・高齢者支援論実習・母性看護学実習・小児看護学実習・急性期・周術期看護論実習・生活行動回復看護論実習・セルフケア支援論実習・緩和ケア論実習・精神看護学実習)、4年次の課題探求実習、総合実習、国際看護論実習を開講している。各実習病院においては各実習担当教員が臨地の実習指導者と協力し学生の指導にあたっている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

本学ではすべての開講科目において、授業形態、単位数、必修・選択科目の種類、担当教員、開講年次、担当教員、授業目的・目標、授業概要・計画、使用テキスト、参考図書、成績評価基準、学生へのメッセージをシラバス(講義概要)としてホームページ上で示している。学生がインターネット接続環境下であれば、パソコン、スマートフォン、タブレットなどでシラバスを確認することができるようにしている。

本学におけるシラバスを管轄している教務委員会では、シラバスに記載する内容についてできるだけ詳細に記載するように各科目担当教員に依頼している。各科目担当教員から提出されたシラバスは教務委員会で内容を確認し、必要に応じて修正等を求めている。「シラバスに沿った内容で授業が行われているか」といった授業評価に関しては、教務委員会として点検・評価を行っておらず、各科目担当教員の自立性に任せているのが現状である。しかし授業最終日に実施している「授業に関するアンケート」(授業評価)において、質問項目に「毎回この授業はおおむねシラバスにそって進行していた」があり、学生からの評価は行われている。この項目における結果は5点満点中2014年度1年生3.94点、2015年度1年生3.73点、2年生3.73点、2016年1年生3.97、2年生3.80点、3年生4.00点とおおむねシラバス通りに授業が行われた。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

シラバスには各授業科目の目的・目標を明示し、成績評価基準についても記載している。看護学実習においては、履修条件を決めており、各実習前に履修あるいは単位取得しておく必要のある科目(基盤となる科目)を明示している。本学では実習を除くほとんどの講義科目で各期末(年2回)に定期試験(筆記試験もしくはレポート)を実施している。試験内容は講義のポイントの理解を問う筆記試験やレポートが多い。定期試験の受験資格については全授業回数数の3分の1を超えて欠席した者については当該科目の受験を認めないこととしている。また定期試験の結果が不合格となり、再試験を希望する者は「再試験願い」を提出後に再試験を受験することができる。再試験は原則として1回までとし、評価としては「C」(60点)又は「F」(不合格)のいずれかとしている。「F」(不合格)になった場合には翌年度に再履修する必要がある。

病気やその他やむを得ない理由により、定期試験を受けることができない者には、事情により追試験を実施することがある。追試験については「(追試験の点数)×0.8」で評価される。追試験に該当し希望する者は「追試験受験願」に必要な証明書を添付して事務室に提出する。本学においては、授業内容及び授業形態に相応しい評価方法を予めシラバスに記載し、各科

目の目的・目標に照らして、S(90点以上100点)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)、F(60点未満)の5段階で成績の評価が行われている。しかしGPA(Grade Point Average)を導入しているわけではなく、教育効果の判定は、それぞれの授業において内容および形態が異なり、学外の非常勤講師が担当する科目もあることから、原則として各科目担当教員の責任において行っている。したがって、全体としての教育効果や目標達成度、その評価方法の統一化については、まだ検討の段階である。なお複数の教員が担当する科目においては、教員間での調整が行なわれる。

看護学実習科目における成績評価は、実習目標の達成状況・実習態度及び実習記録等により判断している。各看護学実習科目ではそれぞれの授業科目に定められた実習期間の5分の4に満たない者は単位を認定されない。各看護学実習における遅刻及び早退・欠課は、9時間(45分を1時間と換算)をもって1日の欠席とみなしている。評価の基準は他の講義・演習科目と同様にS(90点以上100点)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)、F(60点未満)の5段階で成績の評価が行われている。実習科目担当教員は実習要綱に実習目的、目標方法等とともに、実習評価について記載するとともに実習評価表を学生に明示している。実習最終日に自己評価と教員評価について面接を実施し説明を受ける機会を設けている。評価および単位認定については、一次的には各領域責任者のもと、当該実習を担当する複数教員の協議が行なわれた後、教授会での審議を経て決定される。

既修得単位の認定については、学生の希望があれば本学に入学前に他の大学または短期大学において履修し単位を修得した授業科目が、本学の授業科目と照らし合わせて単位認定が妥当であると判断された場合には、その単位を本学で修得したものとして認定している。これについては、入学時オリエンテーションで既修得単位認定についての説明を行い、学生から申請があった場合には、教授懇談会での協議を経て、教授会で審議・決定される。

3年次編入生の既修得単位の認定については、個別に単位の認定を行っている。既修得の単位認定については、当該既修得科目のシラバスと本学の授業内容を教授懇談会で照合し、読み替え可能と認められた科目について上限69単位について、教授会で審議・決定される。なお既修得認定科目については成績評価が困難なため、成績通知表の評価の欄に「認定」として表示している。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

各授業の最終講義日の終了時に全学生を対象に「授業に関するアンケート」を実施している。アンケートは14項目5段階評価と授業に関する自由記載欄がある。学生によるアンケート中、科目担当者はアンケート結果に影響を及ぼさないように退室することとなっている。アンケートの結果は、学生の自由記載内容とともに各科目担当者に返却され、それを基に各教員は次年度に向けての授業方法や内容の方略を記述するとともに、それを基に次年度の授業改善に向けての不断の取り組みを行っている。アンケートの集計結果は、各科目の担当教

員に返却され、教育評価として活用され、翌年度の授業方略の改善に活用している。

「授業に関するアンケート」(授業評価)中の「この授業を通して新しい知識や考え方を得ることができた」といった質問項目の集計結果は、5点満点で2014年度1年生4.2点、2015年度1年生4.09点、2年生3.89点、2016年度1年生4.23点、2年生4.03点、3年生4.16点を維持している。この結果から学生の自己評価であるものの全教科を見渡して一定の成果をあげていると評価できる。しかし、学生による授業評価の結果が各科目担当教員個人に委ねられていることから、授業の改善を大学全体の課題として捉え、組織的に有効活用されることが今後の課題としてあげられる。

毎年学期末および年度末に再受験、再履修が必要な学生をリストアップし、学年担任と協力して今後の履修などの相談を含めた面談を行っている。

授業改善およびハラスメント等の防止のため、匿名性に留意しつつ学生の意見を聞く仕組みを構築するため、各学年代表のクラス委員と学長による学長懇談を定期的で開催している。

また、臨地実習教育体制の充実を図ることを目的に、本学では臨床看護学教育に協力する優れた医療人に対して「臨床教授」「臨床准教授」等の称号を付与している。同制度を導入することにより、学内での座学と実際の医療現場での実習との乖離を最小限に防ぎ、理論を実践に効率的に結びつけることが可能となっている。臨床教授の称号の付与等については「京都看護大学看護学部臨床教授等称号付与規程」により選考が行われている。また毎年5月より3回生の領域別臨地実習が開始になるが、本学では実習開始前の3月に各実習施設の責任者を招待し、「臨地実習協働運営交流会」を開催している(平成28年第1回開催)。実習連絡会では本学の教育理念や学習計画を説明するのみでなく、講演会等を開催し、日本看護協会から講師の招聘等を行っている。

2. 点検・評価

最初に「教育方法および学習指導は適切か」に関しては、教育目標の達成のために必要なICT教育や実習指導、卒業論文(学士論文)指導に関して、各科目担当者が様々な工夫をしている。また各学年において2名から3名の担任が任命され学年の学習内容や学生個人に応じた学習指導体制を確立している。したがって「教育方法及び学習内容は適切か」については基準に達していると考ええる。

次に「シラバスに基づいて授業が展開されているか」に関しては「授業に関するアンケート」(授業評価)中の「毎回この授業はおおむねシラバスにそって進行していた」の質問項目があり、この項目における結果が5点満点中2014年度1年生3.94点、2015年度1年生3.73点、2年生3.73点、2016年1年生3.97、2年生3.80点、3年生4.00点と評価され、おおむねシラバス通りに授業が行われたと考える。したがって「シラバスに基づいて授業が展開されているか」については基準を満たしていると考ええる。

さらに「成績評価と単位認定は適切に行われているか」に関しては各科目の成績評価は授業

科目毎にシラバスに記載されている方法に基づいて適切に実施されている。また単位認定に関しては、いずれも修学ガイドブックの中に必要な出席日数や成績基準が記載されており、その基準に従って適切に行われている。よって「成績評価と単位認定は適切に行われているか」については基準を満たしていると考え。

最後に「教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか」に関しては学生による「授業に関するアンケート」(授業評価)を各授業の最終回に実施し、その集計結果を各科目担当教員に報告するとともに、それを基に次年度の授業改善に向けての課題や改善点を記述している。したがって「教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか」については基準を満たしていると考え。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学では ICT 教育に積極的に取り組んでいるが、これについて授業アンケートでは肯定的な結果が示された。具体的には映像を用いた授業や演習風景を iPad で録画し、それをグループで見直すなどの授業展開が学生の理解を効果的に深める学習方略であるといえる。しかし活用方法や内容に関しては、各教員間に差がみられるため、今後は活用方法の可能性について FD の継続的な開催や ICT 教育の看護学への応用研究を進めていき、学生への学習効果の充実を図る必要がある。

また、本学手は実習開始前の 3 月に各実習施設の責任者を招待し、「臨地実習協働運営交流会」を開催している。実習連絡会では本学の教育理念や学習計画を説明するのみでなく、実習指導者と各実習担当教員が実習の課題について議論する会議が設けられている。このことにより各実習病院の実習指導者と各実習担当教員の信頼関係の構築とともに課題に対する共通の認識を持つことにより実習が効果的に行われている。各看護学実習に関しては「臨地実習協働運営交流会」を毎年開催することにより臨地の実習病院の指導者と実習担当教員とが共同して実習指導にあたることで高い教育効果がみられることから、今後もこの協力体制を維持していく。

②改善すべき事項

授業内容及び授業形態に相応しい評価方法を予めシラバスに記載し、各科目の目的・目標に照らして 5 段階で成績の評価が行われている。しかし GPA (Grade Point Average) を導入しているわけではなく、各科目担当教員が責任をもって成績の評価を行っている。学部内全体で教育効果や目標達成度、その評価方法の統一化に関する検討が必要である。1 年次開講の生活援助論実習 1、2 年次開講の生活援助論実習 2、3 年次開講の各領域実習、4 年次開講の課題探求実習および総合実習に関しては学生による「授業に関するアンケート」(授業評価)を実施しておらず、学生の実習における成績や実習最終日に行われている面談をもって実習の学生への効果を評価している。実習内容や実習担当教員の教育内容についての学

生によるアンケート(授業評価)を用いた評価が必要である。

また、各教育目標を達成するために開講されている各科目の単位を修得できない学生が各学年に存在している。そのため単位を修得できなかった学生と順調に単位を取得できている学生とが次年度と一緒に授業をうけることとなる。しかし単位を修得できなかった学生は勉学を継続する意欲が低下し遅刻や欠席が多くなるなどの傾向がみられ、順調に単位を取得できている学生との授業態度や熱意に対する温度差が認められる。複数の学年が混在する授業においては、方法・内容に特段の工夫を要するため、教員個々による教材研究、また学外研修および学内 FD などによる、さらなる教育力向上が求められる。

5. 学生の受入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受入れ方針を明示しているか。

学生の受入れについては、広報委員会および広報部が学生募集業務を、入試委員会および入試部が入試選抜業務を担当し、両者が互いに連携して質の高い学生の確保に努めている(資料 5-1)。

学生の受入れは、アドミッション・ポリシーに基づいて実施している。アドミッション・ポリシーは、本学の教育理念に掲げる3つのいつくしみ、すなわち「智をいつくしむ」「人をいつくしむ」「命をいつくしむ」を具現化した人材を養成すべく、次のように定めている。

- ①看護師への明確な目的意識を持っている者
- ②共に生きる人間として人々と良い関係を築くのに積極的な者
- ③人の心身の健康や安寧に関心を持っている者
- ④主体的に勉学に取り組む心身の健康と強い意思を持った者

また、学生の受け入れに関しては、次のような目標を設定し、達成に努めている。

ア) アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法や教育目的・内容との整合性を保つとともに、アドミッション・ポリシーの周知を図ることで、本学志願者への適切な情報提供を行う。

イ) アドミッション・ポリシー沿って、入学者選抜基準を明確に保つ。

ウ) 多様な入試区分を採用することにより、育成すべき人材の選抜に偏りを生じさせることなく、幅広い層から入学志願者を求める。また、多様な入試区分に対応した、適切な入学試験実施体制の確立と維持を図る。

エ) 基礎学力とともに、看護職者にとって重要なコミュニケーション能力や資質等についても多面的に評価できる選抜方法を採用する。

オ) 高・大連携による人材育成のために、高等学校側とのコミュニケーションの充実を図る。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

①募集について

本学の学生募集方法は、①大学案内②ホームページ③オープンキャンパス④各種進学説明会⑤中・高・大連携による大学見学・模擬授業⑥実習等関係機関の様々なイベントへの参加⑦マスコミュニケーションによる情報発信等である。

ア) 大学案内、学生募集要項等による情報発信

紙媒体としては、大学案内、学生募集要項を例年5月に全国2,278校に送付している。

編入学学生募集要項は、西日本を中心とした全国の看護短大、専門学校、高等学校看護科等613校に配布している。各種進学相談会等に持参し活用するとともに、ホームページや電話、進学媒体にて資料請求が出来るようになっている。

イ) ホームページ等インターネット環境を利用した広報活動

携帯電話やスマートフォンが高校生に広く普及している現状とインターネットを利用することの利便性を積極的に活用し、大学ホームページによる情報発信を行っている。ホームページ分析によると、デバイス別ホームページ閲覧状況は、モバイル（スマートフォン含む）約 50%、パソコン約 30%、タブレット約 20%（参考：2017 年 6 月末日）の活用であるため、特にモバイルサイトを重視している。入試情報や毎年の情報更新は、毎年 5 月に更新している。平成 30 年度入試からは、指定校推薦入試、編入学入試を除く入試でインターネットを通じた出願手続きに移行する予定である。

ウ) オープンキャンパスの開催

平成26年度5回、平成27年度7回、平成28年度8回開催し、平成28年度は延べ1125名であった。日程は、クラブ活動等で参加ができない高校生のために参加の機会が確保できるよう計画している。

オープンキャンパスの内容は、教育内容、入試概要、入試対策講座、学内見学、看護体験、模擬授業、個別相談会等である。オープンキャンパスサポーターとして約 30 名の在学生在がボランティアとして参加しており、来場者に対して学内案内、看護体験、本学での学生生活等について、教職員とは異なる視点からの情報提供を行っている。学外からの参加者数は年々増加傾向にあり、それに伴って一般入試の志願者数も増加する傾向が見られる。参加者の受験率も高く、その有効性は明らかである。

エ) 各種進学説明会への参加

高校ガイダンス、私立大学進学説明会、京都府看護協会主催就学フェア、京都府・京都市高等学校研修会に積極的に参加し、大学紹介、入試情報等の情報提供に努めている。

オ) 中・高・大連携による大学見学・模擬授業等の実施

高校生が本学の施設見学、授業見学と同時に大学内で模擬授業を受けることができる体制を整え、毎年数校の訪問を受け入れている。また、高等学校の進路指導担当者との面談を目的に、本学職員が高等学校を訪問し、入試制度等について情報提供と意見交換を行っている。

カ) 実習等関係機関の様々なイベントへの参加

看護系大学である本学の特性を生かし、病院主催イベント等に参加している。これらを通じて看護への理解を深め、看護職志願者の裾野を広げるとともに、本学の特色や入試情報等を広く周知し、学生の獲得に努めている。

キ) マスコミュニケーションによる情報発信

新聞への広告掲載、進学雑誌への掲載、取材業者の受け入れを通して、本学の教育内容、学生募集・入試情報等の発信を積極的に行っている。

<表 3> 新聞記事等による情報発信

| | 新聞掲載 |
|------|---|
| 2014 | 6/30 産経新聞 北河内版 7/30 産経大阪北摂版・産経京都版 8/13 京都新聞朝刊 8/29 (産経北河内版、泉北版、東海北陸福井三重版 9/6 京都新聞夕刊 9/7 朝日京都版 10/25.26 産経新聞京滋奈和版 11/14 京都新聞夕刊 12/18朝日新聞大阪通し版 1/18 産経新聞京都版、滋賀版 2/27 産経新聞東海北陸福井三重版 3/25.28 産経新聞河内版、滋賀版 |
| 2015 | 4月 産経地方版 5月 滋賀夕刊新聞社 5/23 OC告知新 7/9 朝日新聞 10/16 朝日新聞 大阪北版 10/30 朝日新聞朝刊 1/17 京都新聞掲載料 |
| 2016 | 5/12 朝日新聞 看護の日企画 8/13 京都新聞の五輪企画 1/15 読売・京都新聞 1/16 朝日新聞 |
| 2017 | 6月 京都新聞「学長繋ぎ」 7月 読売新聞西日本版、京都新聞 |

| | 進学雑誌ネット媒体 | 雑誌等 | 交通機関中吊 |
|------|--|--|--|
| 2014 | ・リクルート リクナビ進学 ・マイナビ マイナビ進学 | ・欄シ-コム 中央公論8月号「生き残る 大学教授」 | ・2014.8/10-2015.8/9 京阪京都交通構内が「ト」放送費 ・関西地区協会 町内個別詳細図 ・京通 中京区朱雀第3・第7学区 広報誌 ・阪急西院駅ナバ |
| 2015 | ・リクルート リクナビ進学 ・マイナビ マイナビ進学 ・JSコーポレーション 日本の学校 | | ・関西地区協会 中京区町内カレンダー ・関西地区協会 朱雀第3.7 町内個別詳細図 ・京通朱雀第3・第7学区広報誌「くらしの友」 ・朱雀第七体育振興会 区民体育祭広告料 ・阪急西院駅ナバ |
| 2016 | ・リクルート スタディサプリ ・マイナビ マイナビ進学 ・JSコーポレーション 日本の学校 ・キッズコーポレーション 進学ナビ | ・京都府看護協会 京都府看護学校連絡協議会 看護職就業ガイドブック ・MEDINUS TIMES, 特集掲載 ・月刊「富山県人」 | ・関西地区協会 町内福祉防災ハザードマップ ・関西地区協会 朱雀第3.7 戸別詳細地図 ・関西地区協会 中京区町内カレンダー ・京通 朱雀第三、第七学区「くらしの友」 ・阪急西院駅ナバ ・朱雀第七体育振興会 区民体育祭広告料 ・JR吊革広告 夏のキャンパスイベント特集号近畿版 |
| 2017 | ・リクルート スタディサプリ ・マイナビ マイナビ進学 ・JSコーポレーション 日本の学校 ・キッズコーポレーション 進学ナビ | ・京都府看護協会 京都府看護学校連絡協議会 看護職就業ガイドブック ・MEDINUS TIMES, 特集掲載掲載 ・月刊「富山県人」 | ・京通 朱雀第三・第七学区 くらしの友 ・2017年度ナバ掲出料 |

②入学者選抜方法について

入試業務が本学の最優先事項であることは全教職員に認識されており、全学体制で実施されている。

入試問題の出題方針、出題に関する細かなチェック、試験問題および答案の保管・管理は、学長と入試委員会がこれを所掌している。入試問題や答案を保管する場所の鍵の開閉に当たっては、学長と入試委員長が必ず立ち会うこととし、不正の防止に努めている。入試委員会は、年間の各入試の具体的な内容についての実施計画（監督者、面接者等の各担当者の選出・配置と詳細な実施要領の作成等）を作成し、入試当日は入試本部としての全ての業務を統括している。

選抜試験の可否判定は、受験者全員の順位付けを行った得点一覧表を作成し、入試委員会で内容をチェックした後、入学者選考委員会での審議を経て教授会で決定している。入学者選考委員会では、各試験科目の得点状況や過去の入学辞退者数の実績などを基に、最終合格者数を算出しているが、合格発表後に多数の入学辞退者が出た場合には、定員数を確保するために、各試験毎に定めた期限まで追加合格を実施している。

[推薦入学試験]

平成 26 年度から平成 28 年度までは、公募制推薦入学試験の A 日程、B 日程とも小論文とグループ面接という選抜方法は同一であり、試験日のみが、A 日程は 11 月、B 日程は 12 月と異なっていた。

平成 29 年度以降の A 日程は従来と同じく、主要 6 教科の評定平均値が 3.5 以上であることを推薦の条件とし、小論文とグループ面接による選抜を行っている。ただし、平成 28 年度までと違い、専願のみの応募としている。試験日は 11 月第 2 週に設定している。

一方、平成 29 年度以降の B 日程では、評定平均値の条件を外して新たに基礎学力試験を実施している。試験日は、A 日程の翌日としている。新しい B 日程は、A 日程とは異なる試験方法を導入することで志願者に新たな受験機会を提供するとともに、国語を必須とし英語、数学のどちらかを選択するという 2 教科型の個別学力試験を課すことにより入学後の勉学に耐えうる一定の学力を担保することを狙いとしている。

その結果、「推薦入試 B 日程の実施状況」（資料 5-2）に見るように、平成 29 年度の公募推薦入試 B 日程の受験者数は大幅に増加し、質の向上も見ている。

[社会人入学試験]

看護師を志す社会人に、一般入試以外にも広く大学入学の門戸を開く意味で、本学では社会人入学試験を実施している。試験内容は、小論文と個別面接である。志願者の動向を見ると、平成 26 年度、27 年度は多かったが、28 年度以降は減少している（資料 5-3「社会人入試の実施状況」参照）。入学後の勉学に耐えると判定した志願者が少なかったためであるが、少数であるとはいえ意欲と能力を兼ね備えた有意の社会人を発掘するために社会人入試を今後とも実施していくこととしている。

[一般入試]

選抜方法として教科の個別学力試験採用する一般入試は、1月末の前期試験と3月初の後期試験の2回を実施している。後述するように選択教科の変遷はあったが、国語は必須教科としてきた。国語を必須教科としたのは、アドミッション・ポリシーに掲げるように、将来の看護師として必要な対人的コミュニケーション能力の基礎となる日本語能力を重視しているからである。

資料5-4「一般入試個別学力試験出題教科・科目の変遷」に見るように、平成26年度は、国語が必須で英語、数学、理科から2教科を選択する3教科型の試験であったが、平成27年度入試からは理科を外して英語と数学から1教科を選択する2教科型の試験に変更した。必須教科である国語よりも選択教科の配点比重が高くなるという3教科型の弊害を避け、本学のアドミッション・ポリシーの特色をより際立たせたいというのがその理由である。

出題各教科の出題内容となる「科目」は、高校のカリキュラムの変化に応じて細かく変更している。さらに、各科目の出題範囲については現役生だけでなく卒業生にも配慮した経過措置をとっている。

一般入試の志願者数も、資料5-5「一般入試（前期）の実施状況」「一般入試（後期）の実施状況」に見るように増加傾向にある。

[センター試験利用入試]

平成27年度入試からは、センター試験の受験者で本学を志願する学生の受験機会を増やすためにセンター試験利用入試を開始した。時期的には、一般入試の前期と重なるので前期試験と同時志願する志願者も多い。実施状況は資料5-6「センター試験利用入試の実施状況」の通りである。一般入試と同じく国語は必須であるが、選択教科には英語、数学に理科を加え、そのうち高得点の2教科を自動的に選択する3教科型入試としている。この間、高校のカリキュラム変更に対応して大学入試センターでは経過措置が採用されたが、本学の入試もそれを踏襲した。なお、平成30年度入試からは、受験機会の一層の拡充を図るために、「センター試験利用入試（後期）」を新たな区分として設ける予定である。

[編入学試験]

本学では、平成28年度入試から、編入学試験を実施している。試験方法は、「専門科目（看護総合）」と「小論文」、「個別面接」である。実施状況は、資料5-7「編入学試験の実施状況」の通りであり、平成28年度2名、平成29年度1名の入学者があった。定員に比べて少数ではあるが、5年一貫制の看護専門学校からの入学者が見込まれることもあり今後とも継続的に実施する方針である。

【入学者選抜において透明性を確保するための措置】

入試情報の開示に関して、アドミッション・ポリシー、入学者選抜方法（教科・科目と配点、面接の方法）等については、学生募集要項に明記し、大学ホームページからも閲覧可能である。

また、平成26年度から現在まで、受験者から請求があれば選抜試験の結果を試験終了後

に開示しており、情報開示請求に耐え得る合否判定の透明性を確保している。受験者に開示する内容は、一般入試では個別学力検査の得点及び順位、公募制推薦入試では、小論文と面接の得点（平成 29 年度の B 日程では基礎学力試験の得点）及び順位である。これまで、一般入試において 2 件の開示請求があった。（資料 5-8「一般入試における開示請求数」参照）

なお、過去の入試問題に関しては、試験終了後にホームページで公開している。

【推薦入試による入学予定者に対する入学前学習の実施について】

推薦入試および社会人入試の合格者で二次入学手続きを終え入学予定者となった人を対象に、入学前学習を平成 27 年度入試より実施している。4 月の入学までに 3 回、課題を送付し、返送された答案を採点・添削して、次の発送時に新しい課題と一緒に同封して送るという方法である。一般的に推薦入試の場合は入学前年の二学期に合格が決定するので、入学予定者は勉学への意欲が下がると危惧されている。そこで、本学では受験勉強で培った学力を大学入学後の学習へと繋げ、大学教育へ向けたモチベーションを高めることを目的として入学前学習を取り入れることとした。推薦をしていただいた高校には、入学前学習の意図を説明し、高校での学習に負担にならない範囲で実施していることについて了解を得るようにしている。また、採点・添削はできるだけ多くの教員が参加して行っている。入学予定者を迎える側にとってもどのような学生が入学してくるのかを予め知ることができると好評である。

（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

収容定員に対する入学者および在籍学生数の推移は、資料 5-9「入学者および在籍学生数」の通りであり、平成 29 年 5 月末現在で定員充足率は、121.3%となっている。

看護専門職者養成のための大学として、病院施設での実習グループの人数配置など諸条件を踏まえると、本学の収容定員に対する在籍学生数の割合は、適正の範囲内であると言える。長期的にもこの数値を維持できるよう努めていく必要がある。

一方で、年間わずかではあるが、退学者・除籍者を見ている。退学・除籍の主な理由として「進路変更」、「病気等」が挙げられる。職業と直結した看護教育を学修する途上で、学生が自らの看護職に対する向き・不向きといった適性の判断を迫られるのはやむを得ない面もあるが、学生募集の段階から看護系大学で学ぶことの意味について余裕を持って受験生が考える機会をもてるように、十分な情報提供と指導を行っていく必要がある。

（4）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

本学における入試に関連する業務は、理事長、学長、学生部長、教員、大学事務局長、入試広報部長、学生支援部長によって構成される入試委員会が中心となって行っている。入試委員会は教員から選出された委員長 1 名と委員 3 名とで組織されている。入試委員会では、主に入試制度の検討、入試業務の日程調整、募集要項の検討、入学試験実施要領に基づいた学内の人員調整、入試結果に基づく合否判定の合否判定会議提案作成等の業務を行って

る。

実際の入試業務については全教職員が当たっている。学長を本部長として、入試委員会委員、事務局局長、担当職員からなる入学者選抜試験実施本部を設置し、入学者選抜の実施体制を構築している。実施本部統括の下で、教職員全員が会場の準備から試験の実施、試験終了後の復元作業まで行っている。

作問は、学長が任命した教員による作問委員会を各入試区分ごとに組織して行っている。小論文、グループディスカッションのテーマ、個別学力試験のいずれにおいても、作問途次における機密保持については万全を期している。また、複数人による複数回の問題チェックを行い、出題ミスが皆無となるよう配慮している。国語や英語長文の出典、あるいは数学の難易度といった問題の適切性についても、常にそれぞれの作問委員会委員と入試委員会委員による協議の場を設けて検討を加えている。

入試に関わる諸事項の点検に関しては、入試委員会に加え、学生募集の観点から必要に応じて広報委員会と連携しながら協議し、広報部長が近隣高等学校から得た本学への志願状況や地元大手予備校との情報交換を基に見直しを図ってきた。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

学生募集については、新設校であるため、大学案内、募集要項等の印刷物、ホームページの他、高校訪問による進学説明、メディアを通じた広報など多様な方法を用いて行っている。近隣で催される進路・就職説明会にも、積極的に参加し学生募集に努めている。

オープンキャンパスについては、年次を追うごとに参加者が増加している。また参加者にアンケート調査を実施しているが、大多数の参加者から「役に立った」との回答を得ている。参加者の満足度は高く、模擬授業や学内見学、さらに実習を体験する等、プログラム内容は充実したものとなっている。とくにオープンキャンパスに多数の在学生在が協力していることは参加者に好印象を与えている。

本学が行っている入学者選抜方法は、推薦入試と一般入試に大別できるが、前者では「公募制推薦入試 A 日程」「公募制推薦入試 B 日程」および「社会人入試」の区分が、後者では「一般入試（前期）」「一般入試（後期）」「センター試験利用入試」の区分（平成 30 年度からは「センター試験利用入試（後期）」が加わる予定）が設けられ、多様な受験機会を提供している。また、センター試験利用入試の導入や、編入学試験の実施、公募制推薦入試 B 日程の出題内容を小論文から基礎学力試験へ変更する、一般入試を 3 教科型から 2 教科型へ変更するなど、アドミッション・ポリシーに沿うように、常に手直しを加えながら入学者選抜方法の改善を進めてきた。その結果、年次を追って応募者数が増加するとともに、合格者のうちの入学手続者数が増加し、さらには入学生の学力も向上してきている。入学生の出身地域は、北海道から沖縄県まで全国に跨がっているが、京都市、京都市以外の京都府、滋賀県が最も多く、資料 5-10「出身高校の所在地県別入学者数」に見るように、これら近隣

地域からの入学傾向は近年むしろ高くなっている。これは、質の高い看護師を養成し近隣の医療機関に排出するという本学の役割や教育理念が、近隣地域に浸透してきていることの証左ではないかと思われる考えている。

②改善すべき事項

全国的な看護系大学の増加にともない、それぞれの大学では学制確保に向けた様々な取組がなされている。受験生の減少が見込まれる平成30年以降、本学としては近隣で唯一の4年制看護単科大学であることのメリットを看護職を志望する受験生たちに訴えていく広報活動をさらに強化していかなければならない。

入学者選抜については、志願者動向、多様な人材の確保、入学者の学力評価などさまざまな要因を検討しながら、選抜方法を少しずつ改革してきたが、どのような入試区分をどのように組みあわせれば最適であるのかは見定められていない。経験の蓄積が浅いため現在も試行錯誤が続いている。本学の教育理念やアドミッション・ポリシーに合致した入試はどのようなものであるべきかについて、入試委員会を中心として、十分に時間をかけて継続的に検討していくことが肝要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

学生募集のための広報活動は、年々志望倍率が伸びていることから窺えるように成果を上げつつある。特に、推薦入学者が半数近くを占める本学の場合、4年をかけて近隣の高校と信頼関係を築いてきたことが強みとなっている。また、平成30年度からはnet出願を開始する。これまでよりも利便性が向上することから出願者が増えることを期待している。

本学の入学試験では、推薦入試A日程の小論文だけでなく、推薦入試B日程の基礎学力試験と一般入試の個別学力試験においてもマークシート方式ではなく、一貫して記述式の試験を採用している。文科省は大学入試改革として平成32年よりセンター試験を廃止して記述式を取り入れた学力試験へと楫を切ろうとしているが、こういった時代の流れの方向性も吟味しながら本学の出題内容を洗練されたものにしていく必要があるだろう。

②改善すべき事項

瑕疵があってはならない入試業務であるが、幾度か入試方式の変更をしてきたため手順は複雑化している。より高い完成度を目指して現在のマニュアルの更新を継続して行っていく必要がある。さらに、完成年度を機会に教職員間でこれまでの様々な経験を共有し継承できるよう定型化を図ることが必要である。

また、現在、入試区分・成績と入学後の修学実績の関連性をデータベース化して精査し始めたところであるが、これらの分析結果を学生指導だけでなく、入試方法の改善にも反映させなければならないと考えている。

4. 根拠資料

京都看護大学学生募集要項（資料 5-1）

推薦入試の実施状況（資料 5-2）

社会人入試の実施状況（資料 5-3）

一般入試個別学力試験出題教科・科目の変遷（資料 5-4）

一般入試の実施状況（資料 5-5）

センター試験利用入試の実施状況（資料 5-6）

編入学試験の実施状況（資料 5-7）

一般入試における開示請求数（資料 5-8）

入学者および在籍学生数（資料 5-9）

出身高校の所在地県別入学者数（資料 5-10）

6. 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学校生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

安定した学生生活を送ることができるように、本年度から、修学ガイドブックに加え、「新入生へのメッセージ」を配布している。修学ガイドブックに記載している学生生活に必要なルールや手続き、納入金、健康管理等を説明している。また、学生の教育環境の向上及び学生生活の円滑化を図り、学生の保健、福利厚生に関して必要な事項を審議し、学生支援を行うために、学生支援委員会が活動している。委員会は学年担当活動、健康部門、クラブ活動支援、国家対策委員会活動、大学祭部門に分かれ、学生生活を支援している。また、学生生活の発展に貢献できることを目的に、支援の中核として学生支援センターを設置している。主な支援内容は、修学支援、経済支援、就職支援、ハラスメント支援、相談である。学生支援に関する課題と対応については、学生委員会で検討し（必要時教授会で審議し）対応を図っている。また、各学年担当制を導入し、各学年の担任団が、年間目標を掲げている。目標に沿ったクラス運営を行い、運営が円滑に行われるように、クラス委員を選出している。目標をもとに学年の最後に評価している。その内容は次の担任へと引き継いでいる。事務と協働でクラスアワーを運営している。平成 29 年度より、学年を超えて、各クラスの委員が集まり、学生の意見交換の場となっている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

修学支援においては、複数教員による各学年担当制を柱として、修学支援を行う。また、各教員が学生と履修上の相談等、日常的に学生を支援している。適宜、個人面談を行い、学生一人ひとりに対するきめ細かい個別指導を進めている。具体的に、1 年生は基礎ゼミにおいて、4 年生は研究ゼミにおいて個別指導を行い、2 年生は教科担当者がその教科を通して個別指導をし、3 年生は臨地実習を通して、実習担当者が学生の相談に乗り、個別指導を行っている。授業担当の教員は、オフィスアワーを設定して、学生の個別指導について対応している。また、教員は、学生指導、面談、クラス運営の中で FD 委員会開催の研修の内容をいかせるように努力している。新入生のオリエンテーションでは、パソコンでの登録の仕方や資料の取り込みについて体験し、ICT 教育に向かうための基盤づくりとしている。

①留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

資料 6-1 に示すように、休学者は平成 26 年度より各学年でみられ、退学者は、平成 28 年度に増加傾向となっている。退学者は、各学年に存在し、一身上の理由と進路変更が理由として挙げられている。原級留置の学生が認められ、その学生が、休学や退学にいたる場合もある。

②補習・補充教育に関する支援体制とその実施

当該科目を担当する教員が、前期と後期に設定されている補習期間を使い、学習支援を行

っている。看護技術に関しては技術習得の個人差を少なくするために、課外に実習室を解放する等、学生が自己学習できるような体制作りをしている。

③障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

身体障害の学生は初年度より入学していない。また、発達障害、もしくは発達障害の可能性のある学生は複数入学している。そのため、発達障害を持つ学生への支援について検討しているところである。

④奨学金等の経済的支援措置の適切性

ア) 奨学金

奨学金については、入学時に説明を行い、個別に相談を受けている。表 6-2 に日本学生支援機構奨学金の貸与状況を示した。表 6-2 に奨学金の給付状況を示した。奨学生の推薦は、日本学生支援機構 (JASSO) から示される経済的要件を満たす学生を推薦している。その他に、卒業後京都市域内医療機関等に看護職として就職する意思を持つ学生かつ、経済条件を満たす学生に貸与している京都市看護師修学資金融資制度の紹介をしている。希望の学生を推薦している。また、京都府看護師修学資金貸与制度があり、卒業後 1 年以内に京都府が定める対象施設にて、看護業務に従事する意思を有し、条件を満たす学生を京都府に提出している。

イ) 病院奨学金

入学時に病院担当者による病院説明会の場を設定し、個別に相談を受けている。病院の募集要件を満たす学生を推薦している。

ウ) 京都看護大学特別奨学金Ⅱ

学業人物共に優れた 2~4 年生の学生に対して、特別奨学金を給付している。平成 29 年度は各学年の成績上位優秀者 3 名に 20~30 万円が給付された。

エ) アルバイトの紹介

アルバイトの紹介は、公共機関等信用のおける団体から求人があった場合、学生支援課に許可を得た後、学生掲示板に掲示している。また、アルバイトにふさわしくない職種について、修学ガイドブック及び「新入生へのメッセージ」にて説明し、注意喚起を行っている。1 年次の基礎ゼミにおいて、担当教員が面接を行い、学生のアルバイト状況を把握している。クラス担任は学業に支障をきたすことないように指導助言している。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

定期健康診断の実施、実施後のフォロー、けがや病気への対応、応急措置、生活指導、入学時に抗体価検査を実施し、入学後フォローを行っている。校医による健康相談は毎月 1 回実施し、健康上の問題がある学生および希望者に対応している。

①保健室利用状況

保健室の利用については、平成 26 年度は 29 名、平成 27 年度は 1 年生 : 29 名、2 年生 : 35 名、平成 28 年度、1 年生 : 25 名、2 年生 : 23 名、3 年生 : 5 名であった。主な利用理由は、生理痛、腹痛、擦過傷、捻挫、腰痛などであった。

②健康相談

校医による健康相談は、健康診断で異常データを示した学生と希望者である。平成 26 年度は 10 名、平成 27 年度は 22 名、平成 28 年度は 75 名であった。主に高血圧、貧血、コレステロールが高い学生や基礎疾患がある学生の病状や治療経過報告の場とし、学生個人の健康管理が促進できるよう支援している。

入学時、4 年生の春には全員の面談を行い、学生の心理面の把握に努めている。2 年生、3 年生については、適宜、面談を実施している。講義または実習を通して把握された精神保健上のニーズが高い学生に対しては、学年担当、学生部長、学長が個別面談を行っている。学生の状況に応じては、保護者と電話連絡、状況に応じては、来学してもらって面談することもある。

平成 27 年度より、専門のカウンセラーによる心理相談を開始した。月 2 回、昼休みを挟んだ時間や課外に設定している。利用者に関しては、平成 28 年、前期 3 名、平成 29 年、前期 1 名の利用であった。1 年生入学時のオリエンテーション時にカウンセラーの紹介を行っている。また、月 1 回、カウンセラー便りを発行してもらい、学内に掲示している。特別な事情を有する学生で本人の希望がある場合は、カウンセラーにより、外部の専門機関を紹介することもある。

③定期健康診断および予防接種

定期健康診断は毎年 4 月に実施している。健康診断の項目は、学校保健法に基づき実施している。

2～4 年生については、臨地実習に出ることを考慮し、胸部レントゲン撮影を毎年実施している。入学時の検査項目は、血液一般に加えて HBs 抗原・抗体、HCV 抗体、肝機能検査、尿検査、視力検査、総合内科健診である。定期健康診断の受診率は、1 年生は 100%、2～4 年生については、数名の欠席者がいるが、個別受診してもらいフォローしている。

本学では、前述の抗体価検査を実施し、「院内感染対策としてのワクチンガイドライン 2014（日本環境感染学会）」の基準をもとに校医がワクチン接種の必要性を判断し、抗体価が陰性または低い学生に対しては、臨地実習の時期に合わせてワクチン接種を行っている。

臨地実習へは、学生個人の抗体価検査結果を紙面にまとめ提出している。B 型肝炎については、平成 28 年度より、校医の指示にて「医療関係者のためのワクチンガイドライン第 2 版（2014）」に基づき、8 月、9 月、2 月に 3 回のワクチン接種後、翌年の 4 月に抗体価検査を実施するというプロトコルを作成し、対応予定である。

インフルエンザ対策に関しては、流行期に備えて保健指導を徹底するよう努めた。大学からはポスターの掲示や消毒剤、マスクを設置するなどの対策、学生の保健委員からは、講義間の換気や早期受診対策について衛生指導を徹底した。インフルエンザワクチンの接種については、実習の時期から考慮し、3 年生は 10 月末、1 年生は 11 月末までにワクチン接種を義務付け、接種証明を提出させている。その他の回生については、任意での接種を奨励してきたが、平成 28 年冬季に罹患者が増加したため、平成 29 年度からは全学年、ワクチ

ン接種を行い、その証明書を提出することとした。

④ 学生生活に関するアンケートの調査とその活用

本学では、平成 26 年度、27 年度については、入学時にアンケートを実施し、その後、個別面談を学年担当教員が実施し、個票を学年別に作成しフォローアップしている。

平成 28 年度からは、入学時に学生の健康と生活に関する調査を基礎ゼミ 1 担当者により、面接形式にて実施している。調査内容は、大学までの通学方法、所要時間、学習時間と方法、入学後、高校の講義スタイルとの変化によって困っていることはないか、食事や睡眠の状態、アルバイトの状況である。

大学生活については、定期的なクラスアワー、各学年と学長との懇談会（1 回/月）を通して学生間および学生と教員間の交流の場を作っている。

⑤ 保護者懇談会

平成 29 年度（7 月）より保護者懇談会を実施した。参加者は、1 年生 42 名、2 年生 46 名、3 年生 32 名、4 年生 29 名の計 149 名の保護者の参加があった。全体会の後、学年別に個別相談を行った。

⑥ ハラスメント防止のための措置

ハラスメント防止については、「ハラスメント防止委員会」を設けて活動を行っている。学生には入学時のオリエンテーション、クラスアワー、ポスター掲示、パンフレット配布、本学のホームページ上にガイドラインの提示を通じて学生へ周知している。

⑦ クラブ活動、大学祭

平成 29 年 7 月現在、球技部・バスケット部（19 名）・ダンス部（11 名）・軽音部（5 名）・フィギアスケATING部（12 名）・茶道部（5 名）が活動している。活動の充実にむけて、適宜、代表者と顧問会議を開催している。

大学祭のテーマは、平成 26 年度：「京看祭」、平成 27 年度：「軌 DO 愛絡」、平成 28 年度：「一護一会」とし、学生が、安全に楽しく大学祭を企画・実施できるよう、また、大学祭に関する活動を通して、地域自治体等との交流も含めて社会人としてふさわしい態度を習得できるよう支援をすすめてきている。

（4）学生の進路支援は適切に行われているか。

学生の進路は資料 6-3 に示す通りである。現在、病院に就職する予定の学生は約 30%内定している（平成 29 年 6 月末）。

学生の進路選択には、集団と個別相談を行っている。近年、看護職員確保のために就職試験が早まる傾向にあるため、集団での進路ガイダンスについては、3 年生の前期終了時、後期終了時、4 年生の 4 月～5 月に行っている。対応は、キャリア支援部門、学年担当、学長で行い、履歴書やエントリーシートの書き方、電話やメールでの対応方法、小論文、模擬面接等について、集中的に学べるようスケジュールを設定した。

2. 点検・評価

1年生は基礎ゼミの担当教員と担任団、2年生は担任団に加え、科目担当者、3年生は実習担当教員と担任団、4年生は課題探求Ⅱ（卒業研究）の担当教員と担任団、国家試験対策プロジェクトによって支援するという二重または三重構造の支援体制がとれている。

学生全員に面談を行うことや必要時には個別面談を実施することで学生全体および個別対応ができていると考えている。

休学者、復学者、退学者への対応は、授業担当教員と連携を図りながら、クラス担任が中心となって相談に応じている。その結果、休学者、退学者の学生数の増加は認められていない。経済的支援については、学生支援センターと連携をとりながら、学生個々の状況に応じた対応を行えている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果があがっている事項

学年毎の支援体制や連携によって学生の学修および心理面での支援につながっている。必要時、担任団の他、学生部長、学長とも面談の機会を設けることで個別対応が行えている。また、安定した学生生活に向かったの学生生活に必要な説明は、詳細にわたって説明できている。学年のクラス担任を中心としたクラス運営と個人指導については、必要時面談し、学修指導・支援が行われている。個々の学生の特性を理解し、相談を受けることができている。

②改善すべき事項

留年学生や心理面および経済的な支援が必要な学生に対する計画的な学習および生活指導が必要になる。休学者及び退学者がいることから、授業担当教員とさらに連携しながら、学修状況をクラス担任が把握し、問題状況の起こる前の早い時期に、看護に向かう動機や心理的な問題、交友関係等の相談に応じる必要がある。今後は、学生支援の課題を他の教員と共有しながら支援を行う。アルバイトを必要としている学生の中に、生活リズムの乱れや学業の遅れを認める学生もいる。そのため、経済的な側面の相談を受け、学生支援課と連携し、経済状況に合わせた適切な奨学金等の紹介を引き続き行う。それと共に、学習指導やアルバイトとの両立について生活の方法を指導する。

学生の倫理観育成にあたっては、本学学生の品位の損傷にあたる行為、実習で取り扱う患者のプライバシーの損傷にあたる行為についてクラスアワー、臨地実習開始前のオリエンテーション等を通して教育時間を設けているが、今後より計画的な実施が必要であると考ええる。

4. 根拠資料

学籍状況と支援の状況（資料 6-1）

日本学生支援機構奨学金の貸与状況、奨学金の給付状況（資料 6-2）

就職内定一覧（4年生）（資料 6-3）

京都看護大学修学ガイドブック（資料 6-4）

新入生へのメッセージ（資料 6-5）

平成 26 年度、27 年度、28 年度学生支援部門総括（資料 6-6）

7. 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学では固定資産と物品の調達、管理及び処理等に関し、その業務手続や分担を明確にして物件の合理的・効果的な調達・併用・管理・処分を図るために「固定資産および物品管理規程」を定めている（資料 7-1）。購入、処分については学長宛の稟議を起案し、金額によっては理事長に決済を受ける。購入に当たっては、需要に対する経済性に留意し、品質・規格・期限等に遺漏のないように努めるとともに、常に良好な状態において維持管理し、有効適切な運用が行われている。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

一般教室として使用する教室は、30人収容の演習室を8室、63人収容の中講義室を4室、120人収容の大講義室を4室保有しており、大講義室には全てAV機器を整備している。看護学部専用施設として、各領域（基礎看護学／母性小児看護学／成人老年看護学／在宅看護学／スキルスラボ）の実習室5室、個人研究室36室、その他として相談室・面談室・更衣室等を設置している。1階サロン、2階フロアホールを自習スペースとして開放し、演習室・講義室も講義がない場合は自習室としての利用を認めている。また、PC60台を完備したパソコンルームを整備し、学生が課題や論文検索に集中しやすい環境づくりに取り組んでいる。2017年4月には多目的ホールが完成し、食堂機能を併せ持つほか、入学式やオープンキャンパス等のイベントに利用できる施設が開設された。校地に関する面積は次の通りである。

<表4> 京都看護大学施設面積

| 区分 | 面積 |
|-------|-----------------------|
| 校舎敷地 | 8231.77m ² |
| 運動場用地 | 680.00m ² |
| 合計 | 8911.77m ² |
| 校舎 | 6418.54m ² |

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

① 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の整備について

ア) 図書、雑誌および視聴覚資料

『設置計画履行状況調査資料』で、購入予定であった図書、雑誌、視聴覚資料は計画通り順調に購入されている。（ただし、34種の導入を予定した洋雑誌に関しては、教育的効果や費用対効果を検討した結果、後述のデジタルデータベース「CINAHL」の利用に切り替えたため上記の表には計上していない）

選書は各領域代表者が年に2回行い、授業や実習で学生が必要とする図書等や図書館に

配架することが好ましい基本図書等を中心に選定してきた。またリクエストボックスを設置し、学生の要望にも迅速に対応してきている。図書館の運営経費は、平成 26 年度と平成 27 年度は、5000 千円、平成 28 年度以降は 10000 千円と一定の額を確保し、図書やデジタルコンテンツ、その他の備品等の充実に計画的に取り組んでいる。

本学は、京都市立看護短期大学の資産である図書・雑誌を引き継いだと同時に、新たな図書の購入を通じて図書資料の充実化に努めてきた。それらの一部には明治期～戦前期の貴重書が多く含まれており、学生に日本の看護史を教示するため、また来学者にも本学の伝統に触れていただくため、平成 28 年度より展示用書架を購入し常時閲覧に供している。

イ) デジタルデータベース、電子図書、電子ジャーナルについて

平成 27 年度より開始した iPad による ICT 教育と連動させるため、これまで、デジタルデータベースや電子図書の整備に力を入れてきた。デジタルデータベースは、現在「CINAHL」、「医中誌 Web」、「看護師国家試験 web」、「メディカルオンライン」、「Nursing Skill」と契約している。いずれも無線 LAN の整備により、学生、教員とも iPad を使用して学内はもちろん、リモートアクセスを利用することで「CINAHL」以外は学外からでも閲覧可能となっている。「メディカルオンライン」には、国内雑誌を中心として抄録・フルテキストを併せて 1220 誌が掲載されている。一方、洋雑誌のデータベースである「CINAHL」には、フルテキストで 70 誌が、抄録で 3100 誌以上が掲載されている（2017 年 3 月現在）。

電子図書は、現在のところ Maruzen e Book Library を使用して 152 冊が備えられ、リモートアクセスにより学外からも閲覧可能となっている。また、平成 29 年度の 10 月からはメディカルオンライン e ブックを導入し、電子図書の一層の充実を図る予定である。

その他、現在、電子ジャーナルとしては、Nursing Outlook（洋雑誌）も購読中している。

学生の自宅や実習先施設を言わば《図書館》に変えることを可能にしたこれらデジタル・コンテンツは、本学が進める ITC 教育の柱の一つであり、今後ともコンテンツの進化に対応して整備を図っていかねばならないと考える。

<表 5> 京都看護大学 図書館資料状況

| | 図 書 | | | 雑 誌 | | | | 視聴覚資料 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|-------|------------|
| | 和書 (冊) | 洋書 (冊) | 合計 (冊) | 和雑誌 (種) | 洋雑誌 (種) | 合計 (種) | (冊) | 視聴覚 (点) |
| 短大より継承 | 23,866 | 586 | 24,452 | 155 | 8 | 163 | 6,624 | 467 |
| 開学時 | 1,137 | 200 | 1,337 | | | | | 154 |
| 平成28年度（開学時以外） | 13 | | 13 | | | | | |
| 平成28年度 | 113 | | 113 | | | | | 7 |
| 平成28年度 | 301 | 1 | 302 | | | | | 24 |
| 平成28年度 | 845 | 15 | 860 | 48 | 7 | 55 | | 49 |
| 合計 | 26,275 | 802 | 27,077 | 163 | 8 | 171 | | 701 |

②他の大学図書館等との協力について

他大学図書館との協力については、国立情報学研究所の ILL 文献複写等相殺サービスへ加入、日本看護図書館協会へ加入及び大学コンソーシアム京都の図書館共同事業の共通閲覧システムへ加入しており、本学図書館に所蔵のない文献や書籍、医学・医療関連の学術情報に関して、文献利用の相互協力を推進している。

③図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況等について

開館時間は、平日は 9 時から 19 時 00 分までである。図書館 (268.35 m²) には、80 席の閲覧座席数を整備している。レファレンスに対応する場としてインターネットの利用環境を整えたパソコンを設置した情報検索コーナーが整備されている。ビデオカセットや DVD ビデオの視聴ができるようカセットデッキや DVD デッキおよびヘッドホン等を常備している。

また、本学では、非常勤講師だけでなく、臨床教授や実習病院の看護職者の方々にも図書館の利用を可能としている。(資料 7-2)。下表に過去 3 年間の貸し出し状況を示す。平成 28 年度から 3 回生実習が開始され図書の貸し出しが急増したことがわかる。

<表 6> 年間の貸し出し状況

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 学生 | 159 | 568 | 3,347 |
| 教職員 | 179 | 268 | 339 |

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

本学では、在学中だけではなく卒業後のキャリア展開を見据え、生涯を通じた看護師育成を展開するために ICT 教育を活用している。看護を学ぶ上で欠かすことのできない膨大な知識を効率よく学習するため、演習で学んだ内容を動画で確認したり、自宅での予習・復習や実習先での確認に iPad を利用している。資料や情報を蓄積し、自分が学んできたことを単に記憶に頼るだけでなくポートフォリオとして整理することで、テキスト、既習の講義内容などを順次呼び出して閲覧することが可能となっている。本学では「ナーシングスキル (日本語版)」「e-テキスト」「BookLooper」等のアプリケーションソフトを活用しているが、これらによって看護技術を動画と e-ラーニングで習得したり、デジタルテキストを使用することで臨地実習先や自宅でも、場所や時間に影響されない学習が可能となっている。ICT 教育を推進していくにあたり、校内の WiFi 環境の充実化に取り組んでおり、アクセスポイントの増設や新機種の導入などを図っている。2014 年の開学時はアクセスポイント 8 ヶ所、400 台の接続可能台数であったものが 2017 年にはアクセスポイント 12 箇所、1800 台の接続可能台数まで向上している。

また、本学専任教員には、経常的な経費として年額 30 万円の個人研究費が支給されてお

り、これには備品費・消耗品費・旅費等が含まれている。学会・会議等の出張費については「旅費規程」(資料 7-3)に基づき、別途大学から支給される。また、平成 28 年度については 4 名の教員が外部機関から競争的研究費を獲得しているが、公的資金については不正防止計画を策定し、「公的資金研究費内部監査規程」「公的資金研究費の管理運営・監査規程」「公的研究費の使用に関するガイドライン」(資料 7-4・5・6)に基づいて厳密な運用がなされている。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、研究等の対象となる個人及び家族の人権の擁護、対象者の利益・不利益、並びに社会への影響力の観点から、「京都看護大学研究倫理委員会規程」を定め、倫理的観点から研究審査を行っている(資料 7-7)。委員会は学長の指名による教授から構成され、必要に応じて「施設等の専門有識者や事務局職員の中から委員が任命される場合もある。本学の教員・学生が研究等を実施する上で倫理上の審査が必要であると判断された場合は、研究等の計画書に従って学長に審査の申請を行う。申請された研究計画に対しては、実施上の倫理的な配慮が十分になされているか厳正に審査され、「承認」「条件付承認」「不承認」「非該当」のいずれかの判定がなされる。その他、審査にあたって必要のあるときは、社団法人日本看護協会が定める「看護研究における倫理指針」および京都市が定める「京都市個人情報保護条例」に添って行っている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

図書については、前身校である京都市立看護大学の蔵書を継承したこともあり、看護学や医療分野の書籍・雑誌は発足時より充実していたため、ここ 3 年間は専ら新刊を中心とした購入が可能であった。本学の ITC 教育と連動した電子書籍や電子ジャーナル、デジタルデータベースの導入により、学生にとっても教員にとっても教育研究上の利便性はきわめて高くなっている。

②改善すべき事項

図書館に関しては、学生数の増加や平成 28 年度に 3 年生の領域実習が始まったことにより、利用者数が増加しているが必ずしも十分とは言えない。授業の下調べやレポート作成に図書館を利用したいと考える学生も多いようなので、学生のニーズを捉えた選書と共に、学生に向けては図書館の利用の仕方について一層の啓発活動が必要だと考えられる。

3. 将来に向けた発展方策

今後は、アクティブ・ラーニングなど学生が自ら主体的に学習する教授法が多くなっていくと考えられる。そのためには、図書館も学生の学習環境の整備に貢献していかなければならない。それと関連して、ラーニング・コモンズのような学習空間作りをどのようにしてい

くかを検討することも図書館の役割だと考えられる。

また、現在は便宜上キャリア支援担当者が事務局に在中する体制をとっていたが、完成年度を迎えた今後は校内に就職や進学の相談用スペースを設けるなど、キャリア支援センターの充実を図り、学生の利便性の向上に努めていく必要がある。

4. 根拠資料

学校法人京都市英館 固定資産および物品管理規程（資料 7-1）

京都看護大学図書館利用状況（資料 7-2）

学校法人京都市英館 旅費規程（資料 7-3）

京都看護大学公的資金研究費内部監査規程（資料 7-4）

京都看護大学公的資金研究費の管理運営・監査規程（資料 7-5）

京都看護大学公的研究費の使用に関するガイドライン（資料 7-6）

京都看護大学研究倫理委員会規程（資料 7-7）

8. 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は京都市立看護短期大学の教育資源を承継して設立した大学の運営に当たり、看護師の確保をはじめとする京都市の保健福祉行政との連携協力を図ることとしており、協議機関として「京都看護大学と京都市の保健福祉行政との連携協力協議」を設立し、本学、京都市及び京都市立病院を構成メンバーとして定期的に協議会を開催している。京都市との連携協力による活動では、以下のものが挙げられる。

①京都府検察本部生活安全企画課犯罪抑止対策室が事務局となり、府内全大学・短期大学と行政機関、関係団体が連携する「京都府大学安全・安心推進協議会」が平成25年9月6日に設立され、本学が設立認可された平成26年度から加入している。大学生の規範意識、防犯・交通安全意識の向上を図るとともに、大学及びその周辺の防犯環境の整備、交通安全対策等を推進している。

②京都市中京区役所地域力推進室が事務局となり、中京区内の大学、各学区自治連合会、関係団体が構成する「中京区ふれあい事業実行委員会」平成3年8月13日に設立され、平成26年度から加入している。中京区民の区に対する愛着意識の高揚を図ると共に、区民相互の交流とふれあいを深めるため実施する「中京区民ふれあい事業」が、区民全体の意見が反映される事業となることを目的として活動してきている。

③京都市中京区役所地域力推進室が事務局となり、中京区内の大学、各学区自治連合会、関係団体が構成する「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」中京区推進協議会が平成27年9月25日に設立され、発足当初から加入している。中京区において、誰もが安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、観光できるやさしいおもてなしのまちづくを進めるために活動している。

④「京都市立病院」が中心となり、「本学」及び「がくさい病院」等が位置する通称「メディカルゾーン」において、毎週火曜日の朝に「清掃ボランティア活動」を実施してきている。本学からは、当日都合のつく20名程度の教職員・学生が参加している。

また、これらの活動の他に、学内に設置した「看護の智協働開発センター」は地域密着型体験学習の場として、市民による「模擬患者」導入、市民の教育への参加、市民とともに学ぶ場の常設など、学生が市民と臨床や地域をより身近なもの、親しいものとして体験し、生き生きとした体験として学び吸収してゆくことが出来るよう工夫している。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学に設置している「看護の智協働開発センター」では学生・教員のほか、看護職者、市民・企業などが集い、コミュニケーションを図りあうことで看護の発展に繋がる智を創造していく活動を行っている。特に本学と京都市の保健福祉行政との連携協力による「京都市

看護職能力向上定着確保研修」は開学以来毎年開催しており、京都市・府下の医療関係者の看護職能力の向上に貢献を果たしている。本研修では対象者を「准看護師・再就職者」「中堅看護師・訪問看護師」「教育担当者・看護教員」とし、対象を絞ったプログラムを提供することで参加者の関心と理解を深める構成となっている。年度を重ねて認知度が向上してきたこともあり、下記の表の通り年々参加者が増加している。その他、センターでは企業との共同開発など、大学の教育研究の成果の社会還元積極的に取り組んでいる。

<表 7> 「看護の智協働開発センター」年度別事業実績

| 平成26年 看護の智協働開発センター事業実績 | | | |
|------------------------|---|--------------------------------------|------------|
| 部門 | 実施内容 | 開催日時・期間 | 参加延べ人数 |
| 看護教育開発部門 | 隣地実習に向けての臨地実習施設と大学の学習会 | 平成26年9月～平成27年3月 計8回 | 84名 |
| キャリア開発部門 | 京都市看護職能力向上定着確保研修 | 平成26年7月～平成26年10月 計34回 | 249名 |
| 交流部門 | 看護の智協働開発センター開設記念フォーラム | 平成26年6月24日 | 110名 |
| | 企業との協働研究(足浴器の開発) | 平成26年度より | — |
| | 京都府看護協会のセンター利用 ・専任教員養成講習会 ・実習指導者講習会 | 平成26年7月～平成26年9月 平成26年10月～平成26年12月 | 29名 61名 |
| 平成27年 看護の智協働開発センター事業実績 | | | |
| 部門 | 実施内容 | 開催日時・期間 | 参加延べ人数 |
| 看護教育開発部門 | 臨地実習教育者研修 | 平成27年7月11日 | 22名 |
| | 京都看護大学看護臨床教授等の付与 | 平成27年10月17日 | 20名 |
| 看護の智協働開発部門 | 看護事例検討会 | 平成27年7月～平成28年3月 計6回 | 73名 |
| | 看護研究研修 | 平成27年10月～平成28年2月 計4回 | 232名 |
| キャリア開発部門 | 京都市看護職能力向上定着確保研修 | 平成27年10月～平成28年2月 計23回 | 262名 |
| | 新人看護職員教育プログラム | 平成27年4月～平成27年10月 計6回 | 15名 |
| 交流部門 | 臨地実習施設との連携懇談会 | 平成27年4月19日 | 53名 |
| | 臨地実習協働運営交流会 | 平成28年3月10日 | 201名 |
| | 企業との協働研究(足浴器の開発) | 平成26年度より継続 | — |
| | 市民公開講座 | 平成27年11月1日 | 25名 |
| 平成28年 看護の智協働開発センター事業実績 | | | |
| 部門 | 実施内容 | 開催日時・期間 | 参加延べ人数 |
| 看護教育開発部門 | 看護研究研修 | 平成28年9月～平成28年11月 計2回 | 64名 |
| キャリア開発部門 | 京都市看護職能力向上定着確保研修 | 平成28年11月～平成29年3月 計24回 | 417名 |
| | 新人看護職員教育プログラム | 平成28年4月～平成28年10月 計7回 | 27名 |
| 交流部門 | 企業との協働研究(足浴器の開発) | 平成26年度より継続 | — |
| | 市民公開講座 | 平成28年10月30日 | 25名 |

また、本学教員は、自治体の各種委員や京都府をはじめとする近隣の府県看護協会の役員就任、研修会講師、市内病院の看護研究指導、健康と子育てに関する活動(NPO)、病院の委員倫理委員会や治験委員会委員就任など多くの地域貢献に取組み、実績を重ねている。

2. 点検・評価

「京都府大学安全・安心推進協議会」、「中京区ふれあい事業実行委員会」、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」中京区推進協議会及び「清掃ボランティア活動」いずれにおいても活動は地味であるが、犯罪件数の減少や地域区民としての意識

の高揚が見られる。

3. 将来に向けた発展方策

「学生のまち」である京都府は、人口に占める大学生の割合が全国1位であり、大学はあらゆる面において、京都の活性化を図る上で重要な役割を果たしている。しかし、犯罪被害者及び加害者に占める大学生の割合も全国ワースト1位であるなど、多くの大学生が犯罪の被害者にも加害者にもなっている。近年、犯罪の被害者及び加害者の件数としては減少している。また、清掃ボランティア活動においては、他の民間会社の方々の協力もあり連携して活動を行われている。大学としての「社会との連携・協力に関する方針を」定め、各事項に積極的に取り組んで行く。

9. 管理運営・財務

a) 管理運営

1. 現状の説明

本学の管理運営方針については学内に常設している委員会において検討したものを教授懇談会及び教授会で審議し全教職員を対象に説明、周知、共有を図っている。

教授会の開催前に専任教授メンバーの教授懇談会を開催し議題の整理等を行い、教授会のスムーズな運営を図ることを目的としている。教授会は学長及び全ての専任教員を構成員としている。審議事項は、①教育課程及び履修方法に関する事項②学生の入学、編入学、退学、休学、復学、転学、留学、除籍、再入学、復籍に関する事項③学生の厚生補導に関する事項④学則その他学内規程等の制定及び改廃に関する事項等であり、教育研究等の実質的な重要事項を審議しているが、学長の最終決定に際しての意見を聴く場としている。

教授会は下部組織として、各種の常設委員会を設置しており、これらの委員会等で検討された事項は、教授会に提案、報告され、ここで審議され、意思決定プロセスは明確である。

(1) 大学の概念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

大学の理念・目的の実現に向けての管理運営方針については、「組織、管理及び事務分掌規程」をはじめ各委員会規程に定めている。中・長期的な取り組みについては学内委員会や教授会等で検討し、全教職員に説明、周知、共有をしている。

法人組織との連携については、教学の代表である学長が大学の管理運営についてまとめ、理事長と協議の上、理事会に諮り管理運営方針を定めて来ている。

(2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか。

①関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規定の整備とその適切な運用

本学では、事務の決裁について、京都看護大学事務分掌規程を定め決裁権者や決裁を受ける手続きを定めている。上司及び決裁権者は、決裁するに当たって法令や規則に抵触していないか審査している。

不正行為の防止のためには、契約の締結等会計取引を行う経理責任者と金銭の出納を行う出納責任者を別に定め、金銭出納時の審査を通じ、内部チェックが行われている。

法令遵守の内部牽引体制としては、内部監査体制がはっきりしていない部分が見受けられ充実を図らなければならない。

個人情報保護については、京都看護大学個人情報保護規程に基づき取り扱っている。

②学長及び理事等の権限と責任の明確化

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を推進するため、教授会等の職や組織の規程を見直すとともに、学校教育法及び国立大学法人法の一部改正が行われたことについて、京都看護大学学則の関係する諸規程を改訂し、平成27年4月1日から施行した。学長の権限は、学校教育法等諸法令に定められたもののほか、大学の学則、諸規定において規定されている。学則上、学長は本学の最高責任者として校務運営を統括し、所属職員を統督する。

③学長選考の選考方法の適切性

本学の学長の任期は3年と規定しているが、本学は開設後4年目で完成年度を迎える年度であり、大学の基礎をしっかりと固めなければならない時期である。このため、理事会において現学長の任期更新を承認し継続して就任している。

この後の学長選考は、「京都看護大学学長選考規程」に基づき、理事長が指名した理事4名、教授会から選任された教授又は准教授2名からなる学長候補者選考委員会で候補者2名を理事会に推薦し理事長が任命することになっている。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分機能しているか。

大学業務を支援するため事務局を設置している。事務局には、事務局長の下に総務部、教務部、入試広報部を置き、総務部には総務課、法務課、経理課を教務部には教務課、学生支援課、図書担当を入試広報部には広報担当、入試担当を置いて構成している。

専任の事務局職員は、15名を配置して非常勤職員は警備員、清掃作業員で3名配置している。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

大学独自で各種研修を企画すべきところであるが、「大学コンソーシアム京都」が主催するSD研修等に職員を参加させ、職員の資質向上を図るとともに、他大学との職員間の交流に努めている。

2. 点検・評価

本学の管理運営については、学則をはじめとする各種規程に基づき、学長のリーダーシップの下、行っているところである。また、大学業務を支援する事務組織については、専門的知識の蓄積が必要であり、各種研修をはじめSD研修の充実を図らなければならない。

3. 将来に向けた発展方策

大学の管理運営業務に関して、これまでも常設委員会での自己点検評価を通じて改善し、また、学長の意思決定を支援する体制のもと実施して来たが、管理運営をさらに円滑に進めて行くために、完成年度以降においても一層改善を進めて行く。

社会の動向への対応や効率的な大学運営のための規程等の整備を継続的に行っていく。

事務職員の育成については、教育研究に関する事項については学内の教員等が、また、大学運営に関する事項については外部講師を招くなど学内でSD研修を実施する予定である。

さらに、法令遵守の内部牽引体制としての内部監査組織について検討する必要がある。

b) 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学の収入源は、主に学生からの授業料等収入である。学年進行中は補助金の対象から外れているため、専ら授業料等収入に頼らざるを得ない。予算については、事業計画に基づき、大まかな枠取りを理事会で決定し、必要な経費については学長、理事長決裁において決定している。

外部資金の受け入れについては、科学研究費があり、平成 26 年度 4 件（継続 3 件、新規 1 件）429 万円、平成 27 年度 6 件（継続 3 件、新規 3 件）715 万円、平成 28 年度 6 件（継続 6 件）572 万円、平成 29 年度 4 件（継続 4 件）481 万円獲得している。また、平成 29 年度からセンター・オブ・イノベーション（COI）プログラム「活力ある生涯のための Last 5X イノベーション」の参画大学として直接経費 10,000 千円、間接経費 3,000 千円受け入れている。

(2) 予算編成および予算執行を適切に行っているか。

本学の予算編成は、理事会で大枠が決定され各部署で必要物品等を事務に提出し、発注担当、検収を経て各部署に納品することになる。

予算執行については、学校法人京都市英館経理規程、学校法人京都市英館経理規程施行細則、学校法人京都市英館固定資産及び物品管理規程、学校法人京都市英館資産運用規程によって実施している。

監査については、平成 28 年度から北海道栄高等学校を運営することにより公認会計士の監査を受けるとともに、法人監事の監査を受けている。

2. 点検・評価

現在、本学の主な収入源は入学試験の受験料および学生からの授業料収入である。広報活動の充実化に伴い受験者数の増加も見られ、入学定員も計画通りに確保することができており、教育研究に支障の無い財政状況となっている。本学は一般的に言う予算主義はとっておらず、予算執行時にチェックを厳重に行っている。事務組織上の内部監査システムが十分ではなく改善が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

完成年度後には、文部科学省からの補助金の交付対象になるとともに科学研究費等外部資金の獲得により、共同研究費の実現を図るなど研究の活性化を図る。授業料等収入の他に健全なる資金運用の検討も必要と考える

10. 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

大学の管理体制として教授会を設置し、教育・研究の管理運営事項について審議を行っている。学長は教授会を招集し、その議長となる。教授会は原則月1回開催し、①教育・研究に関する事項②学則・規程に関する事項③教員の人事に関する事項④教育課程・授業・試験に関する事項⑤学生の入学・編入学・退学・休学・復学・除籍・再入学・卒業・学位授与等に関する事項⑥学生の生活・補導・賞罰に関する事項について審議する。教授会は、審議事項を委任、諮問するために専門委員会を設置し、速やかな審議結果の報告を受けている。専門委員会は①教務委員会②学生支援委員会③キャリア・進路委員会④FD委員会⑤入試委員会⑥図書委員会⑦研究倫理委員会⑧ハラスメント防止委員会から成り、それぞれの所掌事項を審議し、教授会に報告する。本学の主な委員会の開催状況は下記の通りである。

<表 8> 京都看護大学委員会開催状況

| | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 教授会 | 14 | 10 | 10 |
| 教務委員会 | 21 | 11 | 11 |
| FD・評価委員会 | 2 | 3 | 6 |
| 入試委員会 | 10 | 15 | 12 |
| 図書委員会 | 12 | 8 | 10 |
| 倫理委員会 | 15 | 18 | 8 |
| ハラスメント 防止委員会 | 8 | 2 | 2 |

そして、大学における教育・研究水準の向上を目指すために、教育研究活動および組織運営等の状況について自ら点検および評価を実施する。本学では、京都看護大学学則第2条第3項に基づき、京都看護大学FD・評価委員会を設置している。当委員会は、教育の理念や目的に照らし、教育活動及び研究活動の状況を点検、評価し、改善の推進を図るために、恒常的な自己点検・評価を実施している。委員会は理事長から委嘱をうけた学長が委員の任命を行い、教授会の互選による若干名をもって組織されている（資料10-1）。自己点検・評価の結果は委員会や部署等に関するものは当該委員会や各部署の責任者に伝達し、個人に属するものは当該者にフィードバックを行う。全体評価の結果については全教職員が共有し、全学的な改革と向上のための提案を委員会に集めた後、学長または理事長に具申される。

毎年の事業報告書および自己点検・評価報告書は学校法人京都市英館情報公開に関する

規定に基づき、ホームページ上の「情報公開」の項目において、定期的に公表されている。また「情報公開」では、財政運営の透明性の確保と社会に対するアカウンタビリティを果たすため、事業活動のみならず資金収支計算書・貸借対照表等の財務情報も公開している。Webによる情報公開以外にも、教員による研究を「研究紀要」として刊行し、各研究機関、教育委員会等に送付したり、「保護者懇談会」を開催して保護者に大学の教育方針や学校生活を報告する機会を設けるなど、「開かれた大学」を目指し、透明性の高い組織運営に努めている。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

大学運営の重要事項については、大学運営会議で審議される。大学運営会議は学長・学部長・部館長・事務局長をもって構成され、学長は運営会議を招集し、議長となる。大学運営会議では①学則・学内諸規定の制定または改廃について②教育研究施設の整備や管理に関する事③教員の研究・研修に関する事④その他大学運営に関する重要事項、について審議され、議長は審議の結果を教授会に報告しなければならない。教授会・大学運営会議ともに学長が議長となり、相互に密接な連携をとり、理事会に上申される。

本学では「学校法人京都市英館京都看護大学就業規則」のみでなく、ハラスメント防止に対するガイドライン、個人情報の保護や情報公開に関する基本方針、研究費の管理運営・監査規程等を整備し、コンプライアンスに対する意識向上に努めている。各種規程に基づいた適正な運営の執行がなされているか、内部監査及び外部監査において学内業務は監査されている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

平成 25 年度に設置認可申請を行って依頼、本学は文部科学省より毎年設置計画履行状況の調査を受け、その審査意見を大学運営にフィードバックし、改善に取り組んでいる。25 年の申請時には 3 点の留意事項等が付されていたが、27 年・28 年・29 年については該当なしの判断を受けた。3 項目にわたる助言とその対応状況は次の通りである。

①設置の趣旨・目的等が活かされるよう設置計画を確実に履行すること。また、開設時から 4 年生に相応しい教育活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。

【対応状況等】

看護師養成を目的としているため、臨地実習を履行できる要件（指定した必修科目の単位取得など）をクリアできない学生は、留年として単位の取得ができるよう教育を行っている。教育水準の向上に向けて、学期ごとに評価アンケートを実施し、結果を担当者にフィードバックすることで毎年授業内容やカリキュラムの改善に取り組んでいる。FD ではマザーマップ研修を実施するとともに、実習技術到達度を明確化し、領域固有の技能のみならず、領域ごとにまたがった視座を学生にもたらず工夫を行っている。

②完成年度前に定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規定の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編成の将来構想につ

いて着実に実行すること。

【対応状況等】

教員組織編成の将来構想については、申請時に6名の教員が後期博士課程に在籍していましたが、3名が博士学位取得済みである。その他の教員には、引き続き学位取得ができるように継続的な支援を行っていくものとする。

③「国際看護論実習」を履修する学生に対してドイツ語の学修を週1回、合計15回行い、その内容が大学教育に相応しいのであれば、単位授与についても検討することが望ましい。

【対応状況等】

ドイツ語については、大学教育に相応しい内容として単位授与することとした。

2. 点検・評価

自己点検・評価、情報公開及びコンプライアンスに関する実施体制を整備し、適切な運営を行っていることから、内部質保証に関するシステムは概ね有効に機能して、教育研究活動に関する社会への説明責任を果たしていると考ええる。完成年度以降は大学基準協会等の外部認証評価機関の審査を意識して、より洗練された内部質保証システムの構築に取り組んでいく必要があると考える。

3. 将来に向けた発展方策

本学は1学部1学科の小規模大学であり、総合大学のようなスケールメリットを活かせない反面、小規模であるが故に全体を掌握しやすく、理事長・学長のリーダーシップの下で教職員が一丸となっていくことが可能である。概ね有効な内部質保証体制が構築されているが、各項目の点検・評価がその項目のみの単独で完結するのではなく、他の項目とより有機的に結びついていくことが望ましいと考える。

4. 根拠資料

京都看護大学 FD・評価委員会規程（資料10-1）

終章

本学は平成 26 年 4 月に設置し学年進行が完成する年度を迎えた本年に、自己点検評価を実施した。評価機構の受審ではないものの、評価結果を公表することにより、これまでの教育・大学運営を真摯に評価し、広く今後の改革・改善策を学内外に示すことが重要である。

大学設置時申請書に描いた大学像を、教職員が一丸となって手探りの中で進めてきた。近隣での競合校が増加するなかにあって受験者数は毎年増えており、さらに卒業生を輩出す今年では京滋地区の病院を中心に求人も多く、本学への期待の大きさが伺える。

この度の自己点検評価によって、以下の「今後の鋭意取り組むべきことおよび改善事項」が明らかになった。

[教育理念・目的やカリキュラムに関して]

「智・人・命」の 3 つのいつくしみの力の育成を中心に据えてアドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーが策定され、シラバス等に明記することで理念の実現に向けた密度の濃い教育が展開されている。一方で、履修が進まずに留年する学生が数名存在するため、より効果の高い教育方法について検討していく必要がある。卒業までに臨地実習・演習のコマ数を十分に確保した一方、それに伴って 5 コマ目まで講義が設定されること多く、時間的余裕の少ない状況になっている。そのため、1 つでも必修科目が不合格になると 4 年間での卒業が困難になり、学修に対する意欲が低下する傾向がみられる。複数の学年が混在する講義においては学生ごとの温度差が大きく、方法・内容に特段の工夫を凝らし、教員個々による教材研究、また学外研修および学内 FD などによる、さらなる教育力向上が求められる。また成績評価については GPA を導入しておらず、各科目担当教員の裁量に委ねられている部分があるため、学部内全体での教育効果や目標達成度、その評価方法の統一化について検討する必要がある。また、本学への不十分な理解による入学後のギャップを防ぐため、教育理念やアドミッション・ポリシーに合致した入学者選抜方法について志願者動向、多様な人材の確保、入学者の学力評価などさまざまな要因を検討しながら少しずつ改革してきたが、継続して入試委員会を中心とした検討を行っていく。

[教育研究設備・学生支援のあり方について]

開学より 4 年が経過し、多目的ホールや PC ルーム、研究図書資料等、年度を追って着実に設備の充実が図られている。一方、本学は備品購入に際しては厳重な審査・管理を行っているものの、年度ごとの予算編成を取っておらず、今後は中長期的な経営計画に基づいた設備投資を行って行く必要がある。一例であるが、今後はアクティブ・ラーニングなど学生が自ら主体的に学習する機会や場面の増加が予想されるため、ラーニング・コモンズのような学習空間をつくり、更なる学習環境の整備に努めていく必要がある。また、現在の本学の収入は入学試験料および授業料から構成されている。完成成年度以降は文部科学省からの補助金の交付対象になるが、それ以外に科学研究費等外部資金の獲得によって研究の活性

化を図っていく必要がある。学生には学習面のサポートだけでなく、経済的な支援が必要な学生に対しては各種奨学金の紹介を引き続き行っていくと同時に、本学独自の奨学金について検討を行っていく。一方、IT時代においてはSNS等新たなメディアツールにまつわるトラブルが散見され、学生のモラル・倫理観の育成が非常に重要になってきている。本学の学生として品位を棄損する行為や実習先で触れる個人情報の扱い等、クラスアワーや臨地実習前のオリエンテーションで細かい指導を行っているが、今後はより計画的な教育が必要である。

[組織体制のあり方]

本学では理事長・学長を筆頭として各委員会、事務局各部から構成された組織体制が整備されているが、これらの活動は各種規程に則って透明性の高い運営がなされている。概ね有効な内部質保証体制が構築されているが、社会動向へ対応すべく規程等の整備を継続的に行っていくとともに、より高度な組織体制を構築していくために、項目ごとの活動が単独で完結するのではなく、他の項目とより密接な連携をもった運営を行っていく。そのためには内部監査組織の充実を図るのみでなく、外部からの専門家の意見を聴講する機会をもうけるなど、新たなガバナンスのあり方について模索していく必要がある。研究組織については教授会、各委員会を中心とした運営を行い、完成年度終了時には、大学設置に際して定めた評価項目について各委員会からの報告をまとめて改善策を策定し、大学基準協会等の外部評価を受けながら組織体制の構築に取り組む。また教職員の育成については、教育研究に関する事項については学内の教員等が、また、大学運営に関する事項については外部講師を招くなど学内でSD研修を実施する予定である。

以上、学部の完成にむけてスピード感をもって改善内容を実行していくと共に、大学院の設置（設置申請中）など今後のさらなる大学の発展のために、教職員一同心を一つにして取り組んでいきたい。

平成 29 年 8 月 23 日

京都看護大学 学長
豊田 久美子